

## 統計法における匿名データについて

資料 3 - 1 関係条文

資料 3 - 2 匿名データの作成・提供に係るガイドライン（平成 21 年 2 月 17 日  
総務省政策統括官（統計基準担当）決定）

資料 3 - 3 諮問第 34 号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」

資料 3 - 4 諮問第 44 号の答申「国勢調査に係る匿名データの作成について」

## ○ 統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）〈抄〉

## （匿名データの作成）

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

## （匿名データの提供）

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

## （事務の委託）

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

## ○ 統計法施行規則（平成二十年十二月十六日総務省令第四百十五号）〈抄〉

## （匿名データの提供を行うことができる場合）

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
  - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
  - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
  - ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
  - ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
  - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。
- 三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
  - ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。
    - （1）イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比

較統計等の提供」という。)を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報(これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。)の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

(匿名データの提供に係る手続等)

第十六条において読み替えて準用する第十一条 提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供依頼申出書」という。)に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等(これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下第十六条において準用するこの条から第十三条までにおいて同じ。)が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一 提供依頼申出者(提供依頼申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下第十六条において準用するこの項及び次項において「法人等」という。))であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

四 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

五 匿名データの使用場所及び管理方法

六 匿名データの利用目的

七 第十六条において準用する前各号に掲げるもののほか、第十五条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

2 提供依頼申出者は、第十六条において準用する前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料(以下「提供依頼申出書等」という。)に記載されている提供依頼申出者(提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する第一項の規定により提出さ

れた提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

第十六条において読み替えて準用する第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 第十六条において準用する前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 第十六条において準用する前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十六条において読み替えて準用する第十三条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であって、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）は、遅滞なく、当該学術研究の成果、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況その他の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。

3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第十六条において読み替えて準用する第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

## 匿名データの作成・提供に係るガイドライン

制定 平成 21 年 2 月 17 日  
改正 平成 21 年 9 月 29 日  
改正 平成 23 年 3 月 28 日  
改正 平成 24 年 8 月 31 日  
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

## 目次

- 第1 ガイドラインの目的
- 第2 用語の定義
- 第3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則
- 第4 匿名データの作成・提供に関する計画の公表
- 第5 匿名データの作成
- 第6 匿名データの匿名化処理の実施手順
- 第7 匿名データ提供依頼申出手続
- 第8 提供依頼申出に対する審査
- 第9 手数料の積算
- 第10 審査結果の通知等
- 第11 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付
- 第12 匿名データの提供
- 第13 匿名データの作成・提供を外部委託する場合の留意事項
- 第14 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合
- 第15 匿名データの提供後の利用制限
- 第16 匿名データの利用後の措置
- 第17 提供依頼申出者による研究成果等の公表
- 第18 匿名データの不適切利用への対応
- 第19 実績報告書の作成・提出
- 第20 ガイドラインの施行時期

**第1 ガイドラインの目的**

匿名データの作成・提供に係るガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第35条及び第36条の規定に基づいて行う匿名データの作成及び提供に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は届出独立行政法人等及び法第37条に基づき事務の全部を受託する独立行政法人等が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

## **第2 用語の定義**

### **1 匿名データ**

本ガイドラインにおいて「匿名データ」とは、法第2条第12項に規定する「一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したもの」をいう。

### **2 調査票情報**

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定するものをいう。なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、匿名データとして提供する項目には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、匿名データによる提供をあらかじめ承諾している場合はその限りではない。

### **3 ドキュメント**

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、匿名データがどのような情報であるかを示す情報であり、例えばデータレイアウトフォーム、符号表、匿名データを作成する方法、匿名データの特徴を表す情報とする。

### **4 行政機関**

本ガイドラインにおいて「行政機関」とは、法第2条第1項に規定するもののうち、法第35条及び第36条に係る事務を行う行政機関をいう。

### **5 公的機関**

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第9条の公的機関をいう。

### **6 届出独立行政法人等**

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、法第25条に規定する独立行政法人等のうち、法第35条及び第36条に係る事務を行うものをいう。

### **7 受託独立行政法人等**

本ガイドラインにおいて「受託独立行政法人等」とは、法第37条の規定により、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下「令」という。）第12条に規定されている独立行政法人等であって実際に事務の全部委託を受けているものをいう。

### **8 提供機関**

本ガイドラインにおいて「提供機関」とは、4の「行政機関」及び6の「届出独立行政法人等」をいう。

## **9 提供機関等**

本ガイドラインにおいて「提供機関等」とは、8の「提供機関」及び7の「受託独立行政法人等」をいう。

## **10 外国政府等**

本ガイドラインにおいて「外国政府等」とは、国際機関、外国の政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行など、規則第15条第3号の外国政府等をいう。

## **11 提供依頼申出者**

本ガイドラインにおいて「提供依頼申出者」とは、法第36条、令第13条及び規則第16条に基づき匿名データの提供を求める者をいう。

## **12 利用者**

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、法第36条に基づいて匿名データの提供を受け、実際にこれを利用しようとしている者又は利用している者をいう。

## **13 国際比較統計利活用事業**

本ガイドラインにおいて「国際比較統計利活用事業」とは、次の(1)又は(2)に該当する行為をいう。

- (1) 我が国が加盟している国際機関が、匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な統計の作成等を行い、当該統計の作成等の結果を自ら利用する行為及び加盟国に提供する行為。
- (2) 我が国が加盟している国際機関以外であって、二以上の外国政府等から匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な調査票情報等（※1）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けている又は受ける見込みが確実である者が、匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な統計の作成等を行い、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を次の者提供する行為。
  - ・ 公的機関
  - ・ 外国政府等
  - ・ 当該結果を用いて学術研究又は高等教育を行う者

※1 これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。規則第16条及び「委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件」（平成21年総務省告示第457号。以下「総務省告示」という。）に基づき別紙様式第3-1～3号を参考として提供機関等が定める提供依頼申出書及び添付資料をいう。

## **14 電子計算機**

本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

## **15 情報システム**

本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

# **第3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則**

## **1 事務処理要綱の策定と責任体制の明確化**

提供機関等は、本ガイドラインを基に匿名データの作成及び提供に係る具体的な事務処理の内容や手続の明確化・効率化を図るため、それぞれ事務処理要綱を当該組織共通のものとして策定する。

また、匿名データの作成、ドキュメントの整備は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組に準拠して取り組むものとする。

さらに、必要に応じて組織内の関係課室係等の業務体制や分担、匿名データの審査に係る組織等、匿名データ提供事業の円滑な実施のために設置する会議・役職等についても規定するものとする。

なお、受託独立行政法人等に匿名データの提供事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は受託した受託独立行政法人等が策定することとし、その策定や改定に当たっては、全部委託の契約を締結した際の双方の合意に基づき委託した提供機関と協議する。

## **2 秘密保護及び適正管理の確保**

### **(1) 提供機関における措置**

匿名データの作成を行うために、提供機関が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、法第39条第1項第1号及び第3号に基づく調査票情報の適正な管理に係る規定及び法第41条第1号及び第3号に基づく守秘義務に係る規定を踏



まえて、また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を踏まえて、所要の措置を講じる。

## (2) 匿名データ作成事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置

提供機関が匿名データの作成を外部委託する場合及びデータ複製等匿名データの提供事務に関連する業務として調査票情報を取り扱う業務の一部を委託する場合は、法第39条第2項に基づく調査票情報の適正な管理に係る規定及び法第41条第4号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先事業者に対し所要の措置を講じさせることとし、受託業者との契約に際しては、法令、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計調査の民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日（各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。

## (3) 利用者に対して行う措置

匿名データの提供に当たっては、

- ・ 提供を受けた匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
- ・ 法第42条第1項第2号に基づき匿名データの適正な管理を行うこと。
- ・ 法第43条第2項に基づき提出書類に記載し認められた目的以外に利用しないこと。

等について利用者全員から誓約書を提出させるとともに、自己又は第三者の不正な利益を得る目的で提供又は盗用した場合等、法第61条第3号に規定する罰則及び提供機関等による提供禁止等の措置が取られることをあらかじめ利用者に明示する。（関連：第7の1）

## 3 効率的な事務処理の実施

匿名データの作成及び提供に当たっては、プログラムの作成・テスト、チェックリストの作成、審査等を行うための専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、提供機関は、必要に応じて法第37条に基づく全部委託又は関連事務の一部委託を検討するとともに、匿名データに関連する技術の開発や蓄積に努め、効率的に処理を行うよう努める。

## 4 法第37条に基づく受託独立行政法人等への委託

### (1) 受託独立行政法人等と総務省及び提供機関との連携

提供機関及び当該提供機関から業務を受託した受託独立行政法人等は、当該事務の遂行に当たって、相互連絡を密にし、円滑な処理を行う。

なお、受託独立行政法人等が受託した個別業務に関する総務省への連

絡は、当該提供機関を通じて行う。(関連：第18の2、第19の2)

## (2) 受託独立行政法人等の変更

法第37条に基づく受託独立行政法人等への事務の全部委託を新たに開始する場合、変更する場合又は中止する場合であって、提供機関は、法第36条に係る一連の手続が終了していない者が存在する場合、その者に対し、あらかじめその旨を通知し、円滑な取扱いに必要な措置を講じるものとする。

また、受託独立行政法人等を変更するに当たっては、提供機関は書類の引継ぎ、連携等に遺漏がないよう留意するものとする。

### **第4 匿名データの作成・提供に関する計画の公表**

提供機関は、毎年度当初に、当該年度に提供を行う予定の匿名データの対象とする統計調査の名称、年次、提供する匿名データの概要、提供依頼申出の受付期間、匿名データの提供を行う時期、提供依頼申出手続及び次年度以降の取扱について事前にホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。(関連：第6の3、第7)

### **第5 匿名データの作成**

#### **1 匿名データを作成する統計調査の範囲**

提供機関は、その実施する統計調査の中から、匿名データ作成の適否、需要等を踏まえて、作成・提供する匿名データを決定する。

なお、一般的には匿名化が難しいとされる企業や事業所を対象とした統計調査についても、個別具体的に匿名化処理の可能性を検討し、匿名化が困難な場合、法第34条に基づく委託による統計の作成等により対応することを検討する。

#### **2 匿名データの匿名化処理の方法**

##### **(1) 匿名処理の考え方 (別紙1参照)**

提供機関は、調査単位及び統計単位(個人、世帯及び事業所等)等が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、現在、諸外国等で導入されている次の匿名化処理の技法(別紙2参照)等を組み合わせて匿名化処理を行う。

- ・ 識別情報の削除
- ・ 匿名データの再ソート(配列順の並べ替え)
- ・ 識別情報のトップ(ボトム)・コーディング
- ・ 識別情報のグルーピング(リコーディング)
- ・ リサンプリング

- ・ スワッピング
- ・ 誤差の導入 等

なお、基幹統計調査の場合は個別具体的に用いた匿名化の方法について取りまとめた資料を、統計委員会に対する諮問において提出するほか、必要に応じて第6の3で掲げる情報提供事項とともに公開又は、匿名データ提供の際に利用者に提供する。

## (2) 匿名化の基準

調査票情報の特性は統計調査ごとに異なることから、各統計調査について一律に匿名化の基準を設定することは困難である。

このため、提供機関は、匿名化する統計調査ごとにその特性を勘案し、一橋大学における匿名標本データの試行的提供の事例及び諸外国の統計機関における同様の提供の事例等を参考に匿名化の基準となる値、例えば、最小値が2件以下とならない等を定める。

なお、個人・世帯を対象とする統計調査の匿名化について、一橋大学で行われた試行的な取組で用いた基準は別紙3「匿名化処理の目安」のとおり。

## **第6 匿名データの匿名化処理の実施手順**

### **1 匿名化処理の審査**

#### (1) チェックリストの作成

提供機関及び統計委員会における匿名化処理の審査を効率的、効果的に実施するため、提供機関は作成する匿名データごとに、その実施する匿名化処理の方法等を記述したチェックリストを作成する（別紙様式第1号及び第2号参照）。

#### (2) 提供機関内における審査

提供機関はその組織内に匿名化処理等に関する審査体制等を設けるとともに、(1)により作成したチェックリストに記載された内容等を基に、実際に統計表を作成して得られた分布を確認するなどにより、匿名化処理の妥当性等に係る審査を実施する。

### **2 統計委員会への諮問**

行政機関が基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合、法第35条第2項に基づきあらかじめ統計委員会に諮問する必要がある。

諮問に当たり、行政機関は提供開始の時期等を勘案して事前に統計委員会事務局（内閣府）と審議日程等について調整を図るほか、次に掲げる資料を準備する。

### ＜統計委員会の諮問資料＞

- チェックリスト（案）
- 当該統計調査の基本情報
  - ・ 調査概要
  - ・ 調査票様式
  - ・ 標本抽出法 等
- 匿名データに関する資料（案）
  - ・ 匿名データの作成方針
  - ・ 提供項目
  - ・ 符号表
  - ・ 匿名化に当たって留意すべき事項
  - ・ 実施する匿名化処理方法 等
- その他諮問に当たって必要とされる資料及び統計委員会が法第50条に基づき要求する資料

なお、行政機関は、統計委員会の意見を踏まえ匿名データを作成するとともに、匿名化処理が適切に行われていることを検証する。

### **3 匿名データ提供の周知**

提供機関等は、提供が可能となった匿名データについて、次の内容をホームページ等に掲載することにより情報提供を行う。（関連：第4、第7）

- 統計調査の名称及び年次
- 匿名データの名称
- 提供の条件
  - ・ セキュリティ要件、利用環境要件
  - ・ その他法令等により定められた要件 等
- 提供する項目及び符号表（必要に応じてデータレイアウトフォーム）
- 匿名化処理の方法（項目ごとの匿名化処理方法、リサンプリング率等）
- 受付窓口、受付期間等
- 提供依頼申出方法
- 必要となる費用の概算
- 提供可能な方法（媒体）
- 提供予定時期

## **第7 匿名データ提供依頼申出手続**

### **1 あらかじめ明示しておく事項**

提供依頼申出手続を行う場合に提供依頼申出者があらかじめ了解しておくべき次の事項を提供機関等はホームページ等において提示し、広く周知する（関連：第4、第6の3、第7の6）。

## 《要明示事項》

- ・ 匿名データ提供制度の趣旨、法的根拠
- ・ 守秘義務、適正管理義務、承諾された目的以外での利用・第三者提供の禁止、罰則等
- ・ 契約の内容等を定めた利用条件（利用規約：提供機関等が提示する利用条件を示した規約）
- ・ 提供を受けるための手続及び手続に必要とされる各様式
- ・ 提供依頼申出手続では提供依頼申出者（代理人による提供依頼申出の場合は代理人自身ものを含む）の本人確認が必要であり、本人確認のための提示書類は受付窓口で複写されること
- ・ 標準処理期間（提供依頼申出書が提出されてからの処理期間及び匿名データの提供に係る依頼書が提出されてからの処理期間）
- ・ 提供した匿名データの返却義務
- ・ 法令に違反した場合の罰則の他、利用条件（利用規約）に反した場合はすべての提供機関等による提供禁止措置が課されること
- ・ 利用を認めるセキュリティ環境に関する要件
- ・ 個人、世帯及び事業所等の特定（又は推定）を試みないこと
- ・ 法第 36 条に基づいて提供されたその他の匿名データ及びその他の個人識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージ(照合)を行わないこと
- ・ 高等教育目的で利用する場合、提供した匿名データは、教育責任者（指導教員）が保管・管理し、利用者たる学生には保管・管理させないこと
- ・ 高等教育目的で利用する場合、教育責任者（指導教員）は利用者たる学生に対し、あらかじめ統計利用に係る倫理教育(制度、遵守事項、罰則等の教育)を行うこと
- ・ 匿名データ提供制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の対象外であること
- ・ やむを得ない事情により、提供が遅れる場合があり得ること
- ・ 匿名データの提供を受けた場合、①研究成果、②高等教育又は③国際比較統計利活用事業の内容を公表しなければならないこと
- ・ 匿名データの提供を受けた場合、匿名データを利用した提供依頼申出者の所属・氏名、使用する匿名データの名称、学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業の名称等が提供機関から公表されること
- ・ 提供依頼申出等手続において使用する言語
- ・ 日本国外への匿名データの提供に当たり、監査等の対応、提供の方法等国内における提供の際と手続・対応が異なる場合はその内容又は要件

## 2 事前確認等

上記 1 の明示事項への承諾の確認及び提供依頼申出書等の提出後の要件

不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、原則として、提供機関等は、面接、電話等により、提供依頼申出書の提出前に、提供依頼申出を予定している者との間で次の(1)から(6)の事項について事前確認等を実施する。

- (1) ホームページに掲載した上記1の明示事項の内容を確認したか否か、当該内容について適切に理解をしているか否かの確認、理解が不十分である場合には当該内容の説明
- (2) 提供依頼申出書、依頼書等の各様式の記載方法並びに匿名データの提供及び関連する手続の説明
- (3) 利用目的（学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業の内容）、利用者・利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項や添付資料に関する説明
- (4) 承諾条件と利用者が遵守すべき事項の説明
- (5) 提供依頼申出を予定している者が想定している申出内容の聴取及び必要に応じた承諾基準への適合性に関する見通し並びにそれらに関する助言
- (6) 基本料金（令第13条第2項第1号）、匿名データ1ファイル当たりの金額（同第2号）、媒体経費（同第3号）、送付を希望する場合の送料（同第4号）及び手数料の納付方法（令第13条第3項）に関する情報の説明

### **3 提供依頼申出書の作成単位等**

#### **(1) 提供依頼申出書の作成単位**

提供依頼申出書は、規則第15条の提供の判断要件として掲げられる提供の可否を判断する「利用目的」ごとに作成するものとする（当該提供機関等が実施する複数の統計調査に係る匿名データについて併せて提供依頼申出を行って差し支えない。）。（※2）

ただし、複数の匿名データに係る内容を提供依頼申出書の様式に記載しきれない又は匿名データのファイルごとに分割記載した方が審査が円滑に行えると提供機関等が判断した場合は、1件の申出記載内容を適宜複数の別添様式に分割して記載させることとする（※3）。

※2 提供依頼申出書1件につき、その後の手続に必要とされる依頼書、利用実績報告書、データ措置報告書の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになる。

※3 この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、提供依頼申出書1件と扱い、その後の手続に必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は提供依頼申出書で分割した単位に対応して分割記載する。

## (2) 受託独立行政法人等へ提出する場合の提供依頼申出書の作成単位

複数の提供機関から委託を受けて提供事務を行う受託独立行政法人等に提出する提供依頼申出書等については、匿名データの作成を行った提供機関ごとに分けた上で、上記(1)に準じて作成するものとする。

## (3) 高等教育目的による場合の提供依頼申出書の作成単位

高等教育目的により高等教育機関での講義・演習等（以下「講義等」という。）で利用する場合の提供依頼申出書の作成は、おおむね次のとおりとする。なお、高等教育目的で提供する場合、利用者たる学生等に対しては、原則として匿名データの媒体の直接提供は行わず、講義等ごとにまとめて指導教員に提供する。

- ① 同一の高等教育機関において、異なる指導教員により同時期に開講される同一内容の複数の講義等に利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとするが、学生、講義等によって利用環境が異なる場合は、それぞれ別の提供依頼申出書として作成することを求めることとする。

また、提供媒体は、まとめて指導教員に提供を行う。

なお、情報管理及び責任の明確化の観点から、提供された匿名データファイルの複写（インストール）は、原則として、1ファイルにつき、「1人の利用者」＝「1台の電子計算機」とする（(5)参照）。同一の匿名データを同時に複数の電子計算機により複数の学生が利用する場合は、利用する人数＝台数に応じたファイル数を提供依頼申出書に記入する。

その他、同一の高等教育機関において、同一の指導教員が異なる時期（前期、後期、集中講義期間）に開講される同一内容の複数講義等において利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとする。なお、この場合であっても、申出時点において受講する学生の氏名がすべて明らかになっており、依頼書提出時においてすべての学生から誓約書を取り付けられるようになっていることが必要である。

- ② 同一指導教員が異なる高等教育機関における講義等に利用する場合は、高等教育機関ごとに分けて提供依頼申出書を作成するように求めることとする。

## (4) 匿名データの取扱い単位

匿名データの提供ファイルの編成については、令第13条に基づき、匿名データに係る調査の基準となる期日又は期間（年次及び月次）及び調

査票情報の種類に応じて提供機関等が適宜判断し区分した匿名データファイル1ファイルごとに1件として取り扱う。

なお、提供するファイル数は、1件の匿名データファイルを複数の利用者に提供する場合には、当該利用者数を提供ファイル数として取り扱う（ここで、複数の利用者が1台の電子計算機を交互に利用する場合は、1ファイルとする（(5)参照））。

#### (5) 提供する匿名データの複製1回の原則（複数回複製の禁止）

管理責任の明確化の観点から、提供を行った匿名データ1ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複製する行為は1回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への保存・複製は原則として認めない。

したがって、複数の電子計算機で別々に同じ匿名データを利用する場合は利用する電子計算機の台数分のファイルの入手を行うものとする。これは、高等教育における講義、国際比較統計利活用事業で利用する場合にも適用するものとする。

なお、1台の電子計算機にインストールし、1台の電子計算機を交互に利用することで、複数の利用者が同一の匿名データを利用する場合は1ファイルの提供として取り扱う。

## 4 提供依頼申出者及び利用者の範囲

法第36条に基づく規則第15条に掲げられた要件をすべて満たし、匿名データの提供を受けるためには、提供依頼申出者及び利用者の範囲として、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者、高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者又は国際比較統計利活用事業を行い得る者であることが必要である。

これらに該当する者の例示は次のとおりである。

### [学術研究・高等教育]

- ・ 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- ・ シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の高等教育機関においては、講義等の高等教育を行う指導教員又は当該機関

### [国際比較統計利活用事業]

- ・ 我が国が加盟している国際機関
- ・ 複数の外国政府等から調査票情報等の提供、資金等の提供を受けている非営利の団体（例えばルクセンブルグ・インカム・スタディ、ルクセンブルグ・ウエルス・スタディ）



また、大学における提供依頼申出者及び利用者については次の考え方を参考に判断する。

- ① 指導教員の指示により、提供された匿名データを用いて大学院生・学部学生が研究補助に携わる場合又は同一の匿名データファイルを用いて指導教員と大学院生・学部学生が共同研究を行う場合、提供依頼申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び大学院生・学部学生とする。
- ② 大学院生等が個人として、提供された匿名データを用いて研究を行う場合、当該大学院生等を提供依頼申出者及び利用者とする。
- ③ 指導教員が、提供された匿名データを用いて自ら講義等の資料を新たに作成して配布する場合、当該指導教員を提供依頼申出者及び利用者とする。
- ④ 指導教員が提供された匿名データをそのまま大学院生・学部学生に利用させて講義や演習（卒業論文の作成等）を行う場合、提供依頼申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び講義や演習で利用する者全員とする。

## **5 代理人による提供依頼申出書の提出**

規則第 16 条の規定に基づいて、代理人による提供依頼申出をする場合は、当該代理人は、提供依頼申出者から委任状など代理権を証明する書面を有している者であることが必要である。

なお、代理人は、受付窓口にて匿名データの提供に係る提供依頼申出を行い、適宜提供依頼申出書等の書面の訂正の判断を行う必要があることから、提供依頼申出内容について深い知見を有している者に委任されていることが望ましい。

## **6 提供依頼申出書の記載事項**

提供機関等は、規則第 16 条及び総務省告示に基づき、別紙様式第 3 - 1 ~ 3 号を参考として、次の(1)~(19)の事項の事項欄を規定した提供依頼申出書の様式を定める。

なお、提供依頼申出書に使用する言語については、提供機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めることとする。

- (1) 提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先  
提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先（所

在地、電話番号、e-mailを含む。)を記載する。

また、法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、その代表者又は管理人の氏名、生年月日、住所、役職、連絡先(所在地、電話番号、e-mailを含む)を記載する。

**(2) 法人その他の団体の名称及び住所(法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合)**

法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合にあつては、上記(1)の欄の下に法人その他の団体の記入欄を設け、当該法人その他の団体の名称及び所在地を記載する。

**(3) 代理人の氏名、生年月日及び住所(代理人が提供依頼申出を行う場合)**

代理人を通じて提供依頼申出を行う場合にあつては、代理人の氏名、生年月日及び住所を記載する。

**(4) 匿名データの名称、年次等**

**① 匿名データの名称、年次等**

提供機関が提供を行う旨をあらかじめ明示している匿名データの名称及び年次等を記入する。

**② 必要なファイル数**

3(5)に記載したとおり、複数の利用者が同じ匿名データを利用する場合、1台の電子計算機で1つのファイルを共同で利用する場合を除いて、利用者数に応じたファイルの提供を受ける必要がある。

したがって、利用方法に応じて、提供を受ける匿名データファイルの数を記入する。

**(5) 利用目的**

直接の利用目的が学術研究である場合、直接の利用目的が高等教育である場合又は利用目的が国際比較統計利活用事業である場合によって、申出事項が異なることから、提供依頼申出者はこれらの利用目的を踏まえて対応する様式に必要な事項を記載の上、提供依頼の申出を行う。

**(6) 匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称(利用目的が高等教育の場合)**

上記(5)において、直接の利用目的が大学等における高等教育である場合、当該匿名データを利用する高等教育機関の名称及び授業科目において

実際に匿名データを利用する学部学科の名称を記載する。

**(7) 研究の名称等（直接の利用目的が学術研究の場合）**

直接の利用目的が学術研究の場合、次の①～④を記載する。

**① 学術研究の名称**

「●●に関する研究」など、学術研究の名称を記入する。

**② 学術研究の必要性**

当該学術研究を行うことによる特定研究分野又は社会における意義等、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。

当該学術研究に公的研究費補助金（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）が交付・補助されている場合は、有用性を裏付ける参考とするため、当該研究費補助金の交付決定通知等を複写したものを別紙として添付する。

**③ 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容**

当該学術研究の具体的な研究内容、匿名データの利用の方法及び作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、結果表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で差し支えない。

また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や利用者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。

**④ 研究計画、研究の実施期間**

当該学術研究の研究スケジュール（当該研究計画の中で、実際に匿名データを利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）を記載する。

**(8) 授業科目の名称等（直接の利用目的が高等教育の場合）**

直接の利用目的が高等教育に該当する場合、次の①～④を記載する。

**① 授業科目の名称**

「●●演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記入する。

**② 授業科目の目的、授業科目で利用する必要性及び利用する方法**

「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など当該授業科目全般の目的を記入する。

また、当該授業科目において、匿名データを用いる必要性及び匿名データの授業科目における利用方法（演習専用の電子計算機ルームにおいて1人1台の端末により匿名データを表計算ソフトを利用して集

計する、など) について具体的に記載する。

**③ 授業科目の内容及び作成する統計等の内容**

当該授業科目の内容及び作成する予定の統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、統計表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で記載する。

また、必要に応じてシラバス、統計利用に係る倫理教育の概要、集計内容等を示す資料を別紙として添付する。

**④ 授業科目の開講期間**

授業科目の開講期間（曜日、時限等を含む。）を明らかにする。

**(9) 事業の名称等（利用目的が国際比較統計利活用事業の場合）**

利用目的が国際比較統計利活用事業に該当する場合、次の①～⑦を記載する。

**① 事業の名称**

「●●に関する国際比較プロジェクト」など、事業の名称を記入する。

**② 事業の必要性**

国際比較統計利活用事業を行うことによる国際社会における事業の意義や国際的な研究の活性化効果等、当該事業の有用性を説明する内容を記載する。

**③ 事業の内容、利用する方法**

当該事業の具体的な内容（事業形態、外部委託の有無など含む）、匿名データを利用する方法について明確に記載する。

また、国際比較統計利活用事業において作成する国際比較統計の提供を受ける者の対象者範囲を記載する。

なお、必要に応じてこれらの内容を示す資料を別紙として添付する。

**④ 作成する統計等の内容**

作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、結果表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で差し支えない。

**⑤ 事業の実施期間**

当該事業のスケジュール（実際に匿名データを利用する期間）を記

載する。

⑥ 外国政府等から提供を受けている調査票情報等の内容、提供元の外国政府等の名称（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外の者である場合）

国際比較統計利活用事業を行うために提供を受けている又は受けることが確実と見込まれる調査票情報等の具体的な掲載項目の内容、当該調査票情報等の提供元の外国政府等の名称を記載する。

多い場合は主なもの5つまで記載することとするが、提供元の外国が二以上となるよう選定する。

なお、受けることが確実と見込まれる場合はその旨を記載する。

⑦ 我が国の公的機関又は外国政府等から受けている支援の内容、支援の提供元の名称（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外の者である場合）

国際比較統計利活用事業を行うために提供を受けている我が国の公的機関又は外国政府等から受けている具体的な支援の内容及び支援元の名称を記載する。

二以上の公的機関又は外国政府等から支援を受けている場合は、主な公的機関又は外国政府等を2つまで選定して記載することとするが、その際、同一の公的機関又は外国政府等は避けて選定する。

(10) 匿名データのすべての利用目的

学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業における匿名データの二次的な利用目的を記載する。

なお、例えば研究成果又は国際比較統計利活用事業の結果を出版物にする場合や、その他の付帯的な研究に利用する場合などがあるときは、それらの利用目的もすべてを記載する。

また、学術研究の途上の内容等を報告する場合であって、大学や学会などで定期・不定期に開催されるセミナー、ワークショップ、研究集会等を申出時点で具体的に明示できない場合等には、想定されうるものを例示する。

なお、利用目的として提供依頼申出書に記載せず又は承諾されなかった目的による利用は法第43条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）の違反となる。

(11) 公表の方法

① 学術研究での利用の場合は、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容（一般的な学術研究の場に限る）、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等（一般に入手が可能なものに限る）などを記入する。

なお、提供機関等において論文等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができる場合には、当該方法も公表の方法に含めるものとする。

- ② 高等教育での利用の場合は、卒業論文、修士論文の研究室等のホームページで論文を掲載、また、大学等のホームページ、一般が入手・閲覧可能な公開される大学の事業報告その他において、当該匿名データを用いて演習を行った旨を掲載することなどを記入する。

なお、提供機関等において卒業論文、修士論文、演習の実施概要等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができる場合には、当該方法も公表の方法に含めるものとする。

- ③ 国際比較統計利活用事業での利用の場合は、次のアイのとおりとする。

ア 我が国が加盟している国際機関が利用する場合、国際比較統計利活用事業の成果について関係国に配布し、機関のホームページなどに成果となるワーキングペーパーを掲載することなどを記載する。当該機関がイの場合を行う場合は、イを準用する。

イ 我が国が加盟している国際機関以外であって、国際比較統計を作成しこれを提供するための利用の場合、国際比較統計利活用事業において匿名データを利用して作成した統計の提供回数（※4）をホームページで〇年ごとに掲載することなどを記入する。

※4 〇年ごとは提供機関等ごとに定めた期間を記入する。

さらに、公表予定日についても公表の予定ごとに記入する。

#### (12) 匿名データの提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

匿名データの提供希望年月日を記載し、その年月日までに入手を希望する理由について記載する。

#### (13) 匿名データの利用場所及び管理方法

匿名データを実際に利用する場所、匿名データを実際に利用する電子計算機の管理状況及び環境、匿名データの保管・管理方法を記載する。

なお、集計処理等について外部委託を行う場合で、その利用又は保管が委託先となる場合はその内容を記載する。

また、電子計算機の管理状況及び環境等については、選択式（別紙様式第3-1～3号第4欄参照）とするなど審査基準が明確となる様式を

設定する。

**(14) 匿名データの利用期間**

匿名データを実際に利用し始め、返却するまでの期間を記入する（匿名データファイルを保管しておく期間を含む）。

**(15) 匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名及び個々の利用場所**

利用者（提供依頼申出者を含む）について全員の氏名、所属、職名及び利用場所を記入する。なお、申出に当たっては、必要に応じて、学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等の添付を求めるものとする。

- ① 集計処理等について外部委託を行う場合には、当該外部委託業者職員についても利用者として記載する。その場合は、外部委託によることを明示する。
- ② 提供依頼申出後に利用者を追加し、当該者に匿名データを提供する場合には、再度審査を受け承諾される必要がある。
- ③ 高等教育において指導教官が指導を行う場合については、職名欄に「指導者」と追記するなど、匿名データの利用に当たって指導・管理を行う者を明確にする（主たる目的が高等教育目的の場合に限る。）。

**(16) 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ**

法第 33 条又は第 36 条に基づき、現に提供を受けている又は本提供依頼申出に係る匿名データの利用予定期間中に提供の依頼を行う予定のある調査票情報、他の匿名データの名称及び年次について記載する。

**(17) 匿名データの提供方法（提供媒体）**

匿名データの提供を行う際に当該データを格納する媒体について、令第 13 条第 2 項第 3 号に規定され、提供機関等が提供に対応する媒体を記入する。なお、様式の設定に当たっては提供依頼申出者が記載しやすいよう選択式とする。

提供する媒体については、令第 13 条第 2 項第 3 号に規定されているものの中から、提供機関等の判断により任意に選定できるものとする（サービスを行う予定のない媒体を除外することは可能とする。）。

**(18) 送付による提供希望**

送付による提供の希望の有無を記載する。なお、日本国内への送付は原則として書留のみとし、日本国外への送付は配達状況を確認できる郵便サービス等に限定することとする。e-mail などインターネット等の通信回線を介しての提供は行わない。

#### (19) その他必要な事項

提供機関等は事務処理要綱及び様式を定めるに際しては、必要に応じ、総務省告示に基づき特に必要と認める事項を設定するとともに、規則第16条により読み替えられた第11条から第14条までに基づき提供依頼申出内容の審査の事務処理を行う際に必要となる当該利用目的の公益性を裏付ける書類の添付、また、国際比較統計利活用事業であって、我が国の加盟する国際機関以外の者からの申出の場合、外国政府等から調査票情報等や支援の提供を受ける際に外国政府機関等と取り交わした協定書等のコピーの添付の指定を行うものとする。

#### 《公益性、学術研究の必要性等を裏付ける書類の例示》

- 機関に所属又は在籍している場合はその旨を証明する書類（学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等）
- 学生等の場合にあっては、指導教員や大学・学会からの推薦状
- 公的研究費補助金等を受けていることを示す書類、利用者の著書・論文の一覧
- 外国政府等から調査票情報等の提供を受ける際に取り交わした協定書のコピー
- 外国政府等から支援を受ける際に取り交わした協定書のコピー  
等

外部委託を行う場合については、委託内容が分かる委託契約書等のコピーの添付の指定を行うものとする。

### 7 提供依頼申出書の受付期間等

提供機関等は、受付事務や提供用匿名データの転写処理の効率化、計画の実施の観点、ひいては提供依頼申出者に対するサービス向上を図る観点から、受付期間を設定することも可能とする。

受付期間を設定する場合は、各年度当初にその予定をホームページ等で事前に公表する。（関連：第4、第6の3）

なお、提供機関等による受付事務等において使用する言語については、提供機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めるものとする。

### 8 提供依頼申出書等の受付・審査対応部署

提供機関等は、必要に応じてそれぞれの機関内における提供依頼申出書



等に係る受付の事務を一元的に実施する受付窓口を指定し、匿名データを所管する課室と事前に定めた役割分担に基づいて。審査・通知・提供等の事務を進める。(受付窓口を指定しない場合、すべての事務を個々の匿名データを所管する課室において実施する。以下同じ。)

## 9 本人確認

### (1) 提供依頼申出者が個人である場合

提供機関等は、規則第16条の規定に基づき準用する第11条第2項の規定に基づき、提供依頼申出者及び提供依頼申出者の代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」、「住民基本台帳カード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

日本国外の外国人が申出を行う場合、外国政府が発行するパスポート、運転免許証など本人を確認するに足る書類により本人確認を行う。

なお、申出の方法により、本人確認は次のとおり実施する。

#### ア 受付窓口提供依頼申出者が訪問して提供依頼申出をする場合

氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、提供依頼申出書の内容と照合した上で、顔写真と提供依頼申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

氏名、生年月日、住所が記載されているが顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合、あるいは顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所のすべてを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日、住所のすべてが確認できるようにする。(当日、1種類しか書類を持ち合わせてない場合は、後日、別の種類の本人確認書類のコピーを送付してもらうなどの措置を行う。この場合、住民票の写しなども認める。また、当該本人確認書類のコピーの送付があった時点で提供依頼申出を受け付けたこととする。)

なお、本人確認書類が提示された場合は、受付窓口において、当該書類の複写を行い、提供依頼申出書の関係書類として取り扱う。

#### イ 郵送により提供依頼申出をする場合

提供依頼申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類2種類以上(これらを組み合わせることにより、氏名、生年月日及び住所がすべて確認でき、かつ、住所を記載しているものが最低2種類となるようにする)のコピーの同封を必要とする。

なお、2種類の書類をそろえることができない場合、住民票の写しなども認めるものとする。

**ウ 受付窓口で代理人が訪問して提供依頼申出をする場合**

代理人の本人確認は上記アに準じるものとする。

また、提供依頼申出者の本人確認は郵送により提供依頼申出をする場合に準じるものとする。

**(2) 提供依頼申出者が法人その他の団体である場合**

日本国内の法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、法人その他の団体の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものの提示又は提出を求める。

また、日本国外の法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合についても、日本における法人登記事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した法人その他の団体の存在を確認するに足る書類の提示又は提出を求める。

さらに、次の提供依頼申出の方法に応じて、代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出も併せて求める。

**ア 受付窓口で代表者又は管理人が訪問して提供依頼申出をする場合**

上記(1)アに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

**イ 郵送により提供依頼申出をする場合**

上記(1)イに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提出を求める。

**ウ 受付窓口で代理人が訪問して提供依頼申出をする場合**

上記(1)ウに準じて代理人、及び代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

**10 提供依頼申出書の提出方法**

提供依頼申出書等は、提供依頼申出者又は代理人が、提供機関等の受付窓口へ直接又は郵送により提出する。

**第8 提供依頼申出に対する審査**

**1 提供依頼申出内容の審査主体**

審査は提供機関等が実施する。

なお、法第37条に基づき受託独立行政法人等が審査を行う場合には、必要に応じ当該事務を委託した提供機関に相談しながら実施する。

## 2 総則

匿名データは、規則第15条により、学術研究の発展に資すると認める場合又は高等教育の発展に資する場合であって、次の(1)から(4)の要件をすべて満たす場合に提供が可能となる。

- (1) 統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること
- (2) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること
- (3) 学術研究の成果又は高等教育の内容が公表され、社会に還元されること
- (4) (匿名データは個人・世帯及び事業所が特定されないように匿名化処理を行ったデータであるが、調査票情報を基に作成・提供される情報であることを踏まえ、) 適正に管理されること

また、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資する場合であって、次の(5)から(8)の要件をすべて満たす場合に提供が可能となる。

- (5) 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみに用いること
- (6) 提供依頼申出者が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること
  - ① 上記(5)の統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等又は当該統計を用いて学術研究者若しくは高等教育を行う者に対して提供することを目的とすること
  - ② 二以上の外国政府等から国際比較統計に必要な調査票情報等の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供、土地、建物その他の施設を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること
- (7) 我が国が加盟している国際機関が提供依頼申出者である場合は、匿名データを用いて行った国際比較統計の利用結果が公表されること。又は、我が国が加盟している国際機関以外の提供依頼申出者である場合は、匿名データを用いて行った国際比較統計の提供状況が公表されること
- (8) (匿名データは個人・世帯及び事業所が特定されないように匿名化処理を行ったデータであるが、調査票情報を基に作成・提供される情報であることを踏まえ、) 適正に管理されること

このため、提供機関等は、提供依頼申出書の記載内容及び添付書類を基に、①利用目的が規則第15条に合致するか、②匿名データの管理方法、利用場所が適正であるか、③学術研究の成果、高等教育又は国際比較統計利活用事業の内容が適切に公表され、社会に還元されるか等について審査を行う。

なお、法第33条に基づいて提供された調査票情報及び法第36条に基づいて提供された他の匿名データ及びその他の個体識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージを行う場合には、提供を認めない。

また、「第18 匿名データの不適切利用への対応」に基づくペナルティを科されている者については、匿名データの提供依頼の申出を認めない。

### **3 審査基準**

#### **(1) 学術研究目的の要件該当の確認**

##### **① 提供依頼申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合**

学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

##### **② 提供依頼申出者が①以外の場合**

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的に一部金銭の授受を伴う利用目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが当該金銭の授受を伴う目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に金銭の授受を伴う利用目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として利用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合、あるいは学術論文として公表するもの以外の成果を別に作成し、顧客等のみに提供するような場合には本要件に該当するものとは認められない。

#### **(2) 高等教育目的の要件該当の確認**

原則として、高等教育機関又は当該機関に所属する指導教員からの提

供依頼申出に限定され、それ以外の者による提供依頼申出は想定されない。

利用形態としては、講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。）の高等教育において匿名データを利用する場合が想定される。

**(3) 国際比較統計利活用事業目的の要件該当の確認**

国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、我が国が加盟している国際機関や、二以上の外国政府等から国際比較統計に必要な調査票情報等の提供を受けている取組など、十分に信頼でき公的な取組とみなしえる活動を行っている機関であることが求められる。

**(4) 提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所、所属・役職、連絡先**

記載されている所属・役職等により上記(1)を確認する。

また、規則第 16 条及び第 7 の 9 で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

**(5) 法人その他団体の名称及び住所（法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合）**

提供依頼申出者が法人その他の団体の場合、法人その他の団体の名称・経営組織等から研究を主体とする組織か営利組織かを判別する。

また、規則第 16 条及び第 7 の 9 で提示又は提出を求めている法人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

**(6) 代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が提供依頼申出を行う場合）**

代理人の記入があり、代理人によって提供依頼申出がなされる場合、規則第 16 条及び第 7 の 9 で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

**(7) 匿名データの名称、年次等**

**① 匿名データの名称、年次等**

提供機関が提供することを公表している匿名データの名称、年次等が記載されていることが必要である。

また、利用目的である学術研究の内容、講義等の内容又は国際比較統計利活用事業の内容と匿名データの内容を照らし合わせて不必要と判断される匿名データが含まれていないことが必要である。

**② 必要なファイル数**

原則として複写は、電子計算機のハードディスク等へのインストー

ルなどについて、1回限りとされていることを踏まえ、別途記載される利用者数及び利用方法と必要ファイル数との関係で齟齬がないことが必要である。

特に1件の提供依頼申出で多数の利用者が存在する高等教育目的の場合は留意する必要がある。

#### **(8) 利用目的**

直接の利用目的が学術研究の利用、直接の利用目的が高等教育の利用又は利用目的が国際比較統計利活用事業の利用のいずれであるかを確認し、次の(9)～(13)の内容と齟齬がないことが必要である。

特に(13)と内容との関係において、販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに営利をあげることを目的としている場合は、直接の利用目的を学術研究や高等教育又は利用目的を国際比較統計利活用事業のいずれにしても認めない。

#### **(9) 研究内容の名称、内容等（利用目的が学術研究の場合）**

##### **① 学術研究の名称、目的及び必要性**

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念的に適当と認められることが必要である。

##### **② 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容**

匿名データを利用して作成する統計等（集計様式や分析出力様式をいう。以下同じ。）が当該学術研究内容及び利用する方法からみて妥当なものであることが必要である。

##### **③ 研究の実施期間**

成果の公表時期、匿名データの利用期間との関係で齟齬がないことが必要である。

#### **(10) 高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）**

高等教育の利用に供することを直接の目的としている場合、匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称が記載されていることが必要である。

なお、この場合、記載された学校や学部学科が実際に存在し、提供依頼申出者の所属等との整合性が確保されていることが必要である。

#### **(11) 授業科目の名称、内容等（直接の利用目的が高等教育の場合）**

##### **① 授業科目の名称、目的、授業科目で匿名データを利用する必要性及**

## び利用する方法

実際に匿名データを利用する高等教育機関において正規の授業科目として承認されていることが必要である。

なお、指導教員が個人的に実施する補習などは高等教育機関としての高等教育活動とは認められない。

また、当該授業科目において匿名データを利用する必要性が認められ、その利用する方法が適切であること、利用方法と提供ファイル数に齟齬がないことが必要である。

### ② 授業科目の内容及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して演習を行う場合などに作成が想定される統計等（集計様式や分析出力様式）が授業科目の内容、受講学生レベルから見て妥当な内容であることが必要である。

### ③ 授業科目の実施期間

授業科目の実施時期が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がなく、当該授業科目の閉講までに、当該匿名データの利用期間が終了することが必要である。

## (12) 国際比較統計利活用事業の名称、内容等（利用目的が国際比較統計利活用事業の場合）

### ① 国際比較統計利活用事業の名称、目的及び必要性

審査では、国際比較統計利活用事業の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供するものとしての公益性が認められ、その内容が国際比較事業を行うことによる国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められるものであることが必要である。

### ② 国際比較統計利活用事業の内容、利用する方法

当該事業の内容と匿名データを利用する方法に整合性があり、事業の内容が国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の発展に資すると認められるものであることが必要である。

また、事業形態及び外部委託の有無についても確認し、匿名データの利用場所及び保管場所（後述(16)）等と絡めて匿名データの取扱いに問題がないことが必要である。

加えて、外国政府等から提供を受けている又は受ける見込みが確実である調査票情報等と照らし合わせて整合的な内容となっていることが必要である。

### ③ 作成する統計等の内容

匿名データを利用して作成する国際比較を行う上で必要な統計等が国際比較統計利活用事業の内容及び利用する方法からみて妥当なものであることが必要である。

**④ 国際比較統計利活用事業の実施期間**

国際比較統計利活用事業の実施期間が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がないことが必要である。

なお、期間未定の申出は認めない。

**⑤ 調査票情報等の内容（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外である場合）**

外国政府等から提供を受けている調査票情報等が、匿名データを利用して作成する国際比較を行う統計からみて妥当なものであることが必要である。

また、提供する匿名データの情報と国際比較可能な情報が含まれていることが必要である。具体的には事業の内容及び外国政府等から提供された調査票情報等の説明に整合性が認められるか確認し、内容が不明である場合は必要に応じて関連する資料の提出等により確認することとする。

**⑥ 支援の内容（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外である場合）**

公的機関又は外国政府等から提供を受けている支援の内容が、職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供、機器等の貸与などに該当するものであることが必要である。なお、提供依頼申出者の公益性を確認することが必要であり、内容が不明である場合は必要に応じて具体的な支援の内容が示された書類を添付させるなどにより対応することとする。

**(13) 匿名データのすべての利用目的**

学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業に対する具体的な利用目的がすべて記載され前述の「利用目的」と齟齬がないことが必要である。

また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。

さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果、高等教育の内容又は国際比較統計の利用成果等の公表後にこれが行われることが学術研究又は高等教育を直接の目的とすること、若しくは国際比較統計利活用事業を目的とすることに該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。



#### (14) 公表の方法

学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、高等教育の内容が公表される予定、国際比較統計利活用事業の場合は、我が国が加盟している国際機関では匿名データを用いて行った国際比較の利用結果が、また、我が国が加盟している国際機関以外では匿名データを用いて行った国際比較統計利活用事業の提供状況が公表される予定であることが必要である。

また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していることが必要である。

#### (15) 匿名データの提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

提供希望年月日がその利用目的、利用方法からみて妥当であること及び提供機関等が対応可能であることが必要である。

#### (16) 匿名データの利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

次の①～⑦の要件をすべて満たすことが必要である。

- ① 匿名データが持ち出されないように匿名データを利用（匿名データファイルの保管を含む。以下同じ。）する場所については、施錠可能な物理的な場所に限定されること。また、利用場所から匿名データが取り外し可能な外部記憶装置等に転送されるなどにより持ち出されないこと。
- ② 匿名データが、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。  
なお、保管場所は利用場所と同一であることが好ましく、分散する場合は、その理由が妥当であること。
- ③ 匿名データの利用時に上記①の利用場所に存在する者が制限され又は何らかの確認行為が行われること。
- ④ 匿名データの利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。
- ⑤ 匿名データを利用する情報システムに、
  - ・ コンピュータウイルス対策
  - ・ セキュリティホール対策
  - ・ 識別及び主体認証対策
  - ・ スクリーンロック等の不正操作対策

が図られていること。

- ⑥ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物（匿名データの個々の情報が判別できるものに限る。以下同じ。）を残留させないこと。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システムの環境であること。
- ⑦ 提供される匿名データに加え、集計作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が求められること。

また、集計処理等について外部委託を行う場合で、その利用又は保管が委託先で行われる場合についても、①～⑦の要件を満たすことが必要であることから、委託契約書等において確認を行うものとする。

なお、匿名データの利用場所が日本国外である場合については、匿名データの使用に関する安全性の確保の観点から次の⑧から⑪の要件のいずれかを満たす場合に提供を行うものとする。

- ⑧ 提供機関等に十分な旅費予算が確保されており、当該旅費において国外利用における監査を行うことが可能である場合
- ⑨ 二以上の外国政府等から調査票情報等の提供を受け、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供等の支援を受けており、かつ、上記提供及び支援を直近過去5年間継続して受けており、監査を行わなくても情報管理に関し十分に信頼に足りると判断される組織等からの申出である場合
- ⑩ 我が国の職員が提供依頼申出者の属する機関に出向しており、当該職員に匿名データの利用状況を確認してもらえよう依頼を行うことが可能である場合
- ⑪ 匿名データの提供を受けた者又は法人その他の団体の職員が、匿名データの利用期間中に提供機関等を訪問し、当該訪問時において、提供機関等が利用状況等のヒアリングを行うことができる場合

#### (17) 匿名データの利用期間

匿名データの利用期間が研究計画、授業科目の実施期間又は国際比較

統計利活用事業の目的内容から見て必要最小限となっていることが必要である。

**(18) 匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名**

目的、研究内容、授業科目又は国際比較統計利活用事業の内容から判断し、利用者（提供依頼申出者を含む）全員について氏名、所属が記載され、それが最小限に限られており不要な者が含まれていないことが必要である。

なお、利用者は具体的に記載することとし、「〇〇部に所属する職員」と記載する等、提供機関等において、利用者の人数及び具体の個々人が特定できない記述は認められない。

さらに、集計を外部委託する場合は当該委託先の職員の氏名が記載されていることが必要である。

また、利用者が、第 18 に定める提供禁止措置の対象となっており、匿名データの利用期間の一部でも禁止措置期間と重なる場合は、利用を認めない。

**(19) 現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある他の調査票情報又は匿名データ**

審査対象の匿名データと当該欄に記載された調査票情報又は匿名データを同時に利用された場合でも、調査対象者が特定される恐れがある情報を有していないことが必要である。

**(20) 匿名データの提供方法（提供媒体）**

提供機関等が実際に提供可能な媒体であることが必要である。

**(21) 送付による提供希望**

送付による提供の希望の有無が記載されていることが必要である。

**(22) その他必要な事項**

(1)～(21)以外に、提供機関等において設定した審査事項がある場合、その承認基準を満たしていることが必要である。

**4 提供依頼申出書の修正・再提出**

提供依頼申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、提供機関等は規則第16条により、提供依頼申出者に対しその修正・再提出を求める。

**第 9 手数料の積算**

手数料の積算は、提供依頼申出書等の審査の結果、提供可能と判断された場

合に行う。

積算方法は令第13条第2項に基づき、次の①～④をすべて加えた額とする。

- ① 基本料金 1,850円
- ② 匿名データの提供ファイル数 × 8,500円
- ③ 格納する媒体
  - ・ FD 1枚：50円 × 必要枚数
  - ・ CD-R 1枚：100円 × 必要枚数
  - ・ DVD-R 1枚：120円 × 必要枚数
- ④ 送付を求める場合（書留等料金）

## **第10 審査結果の通知等**

提供機関等は、規則第16条により準用する第12条第1項に基づき、提供依頼申出書の審査結果を、学術研究目的、高等教育目的の場合は申出の受付から14日以内に、また、国際比較統計利活用事業の場合においては、双方で合意した期限以内に、提供依頼申出者に対し文書により通知する。

### **1 提供依頼申出を承諾する場合**

別紙様式第4号を参考として提供機関等が定める様式による承諾通知書に次の事項を記載のうえ通知する。

- ・ 匿名データの提供を行う旨
- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 提供予定時期（手数料の納付から○日後等の設定も可）
- ・ その他提供機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

また、提供依頼申出者に対して総務省告示で定める依頼書（別紙様式第6-1～3号）及び別紙様式第7号、第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）及び誓約書の送付又はこれらの様式を入手することができるホームページアドレスを連絡する。

### **2 提供依頼申出を承諾しない場合**

別紙様式第5号を参考として提供機関等が定める様式による不承諾通知書にその理由を記載して提供依頼申出者に通知する。

## **第11 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付**

### **1 依頼書の提出**

提供依頼申出が承諾された提供依頼申出者は、令第13条及び規則第16条

に基づき、総務省告示で定める依頼書（別紙様式第6-1～3号）及び別紙様式第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）を遵守する旨記載した誓約書を提出する。

## **2 誓約書**

別紙様式第7号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）に記載する内容を利用者全員が利用条件（利用規約）を遵守する旨記載し署名又は記名押印したものを誓約書とする。なお、遵守内容が書面上明確になるように利用条件（利用規約）及び誓約書は一体として提出させることとする。

## **3 手数料の納付**

提供依頼申出者は、第10に示す承諾通知書により提供機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により、提供機関等に納付する。

### **(1) 収入印紙による場合**

通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、行政機関に提出することにより納付する。

行政機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、収入印紙に検印を押す。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確実にいき、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。

なお、収入印紙が添付された依頼書は、行政機関の文書管理規程に基づく保存年限の間保存する。

また、毎年度、財務省（主計局総務課歳入・国債係）から各府省会計課を通してなされる実績報告の依頼において、対象年度の手数料納付額を報告する。

### **(2) 現金による場合**

提供機関等から第10に示す通知を行う際に、併せて納入告知書を送付し、提供依頼申出者は当該納入告知書により現金を納付する。

### **(3) 手数料の返却措置**

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ぬ事情により匿名データの提供が行えなくなった場合に、提供機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、提供機関等及び提供利用申出者の間で相互に承諾された場合には、次の方法により手数料を返却する。（各府省会計担当と相談し、当該手続についても、事前に確認しておくこと。）

### ① 収入印紙の場合

ア) 収入印紙の検印が押されていない場合は、そのまま検印を押さずに、依頼書を返却する。

イ) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

### ② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

## 4 著作権

依頼書の提出を受ける際、提供依頼申出者が匿名データを使って作成した統計に対する著作権を主張しない旨を記した誓約書の提出を求める。

## 5 秘密の保全

学術研究の内容、作成する統計等の内容などは、学術研究を行う者にとって秘密に該当する可能性があることから、利用実績報告書の提出を受けるまでの間は、提供機関等は、提出を受けた書類等の内容は非公開情報として取り扱う。

ただし、法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

なお、利用実績報告書の提出を受ける前に、提出を受けた書類等の内容についてホームページに掲載する場合などは、提供機関等は提供依頼申出者の了解を得て行う。

## **第12 匿名データの提供**

### 1 提供時期

第10に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供する。やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに提供依頼申出者に通知する。

### 2 提供窓口

匿名データは、提供依頼申出書を受理した提供機関等の提供窓口から提供依頼申出者に提供する。

### 3 提供手段

匿名データは、①提供する媒体の書留等による送付又は②提供窓口における直接の受け渡し、のうち提供依頼申出者が提供依頼申出書に記載した方法により提供する。

なお、提供する匿名データは、暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。

また、提供用匿名データの作成に際しては、万が一漏洩した場合の漏洩経路を特定するために、匿名データのファイルごとにデータのソート順を変える、一連番号を変える等の対応を行っておくことが望ましい。

## **第13 匿名データの作成・提供を外部委託する場合の留意事項**

### **1 法第37条に基づき、提供事務の全部を委託する場合**

受託独立行政法人等は、提供依頼申出書の審査結果を提供依頼申出者に通知するとともに、その旨を委託元に報告する。

なお、受託独立行政法人等及び受託独立行政法人等に事務の全部委託を行う提供機関は、受託独立行政法人等から委託元である当該提供機関への報告のタイミング・内容等についてあらかじめ調整の上、事務処理要綱等に規定する。

### **2 匿名データの作成や提供の一部事務を民間に委託する場合**

匿名データの作成や複写作業などの一部事務を民間委託する場合の事務処理は、通常、提供機関等が調査票情報に係る処理について民間業者と委託契約を締結する場合の規約に準じるものとし、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、秘密の保護、適正管理等に関する誓約書の提出、法規定の遵守の徹底とともに、調査票情報の取扱い等について契約事項として定めることが必要である。

## **第14 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合**

### **1 総論**

提供機関等の承諾がなされた提供依頼申出書に係る記載事項について、提供依頼申出者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

- ① 提供機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合等は、提供依頼申出者は別紙様式第9号を参考として提供機関等が定める様式による所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに提供機関等へ届け出る。
- ② ①以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、原則として改めて提供依頼申出書の提出を求める。この場合、既に納付された手数料は返還しない。

なお、提供依頼申出書に記載事項のうち1項目のみ変更する場合は、記載事項変更申出書（別紙様式第11号を参考として提供機関等が定める様式による。以下同じ。）により申出を行うことができる（利用期間の延長に関するものを除く。）。

記載事項の変更の申出を受けた提供機関等は当該申出の審査を第8の3に準じて行い、その承諾・不承諾について別紙様式第12号及び13号を参考として提供機関等が定める提供依頼申出書の記載事項変更に係る承諾通知書、提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書により提供依頼申出者に通知する。

## **2 利用者の変更**

利用者の変更については次のとおり対応する。

### **(1) 利用者の除外**

利用者から除外される者が生じた場合は、記載事項変更申出書により届出手続を行い、除外される利用者が個別に利用していた匿名データが存在する場合は提供機関等への返却までの間、提供依頼申出者が適切に管理し、他の匿名データの返却時に併せて第16に基づいた返却を行う。

### **(2) 利用者の追加**

利用者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により申出手続を行うこととし、提供機関等は追加する理由が妥当かどうか等について第8の3(16)に準拠して審査を行い、その結果を第10の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。

上記通知後、依頼書及び誓約書（追加の者だけ）の提出をもって、匿名データの提供を行う。

なお、手数料は第9の②～④の額の合計額を納付する。

### **(3) 利用者の交代**

利用者が交代する場合は、交代前に記載事項変更申出書により申出手続を行うこととし、提供機関等は交代理由が妥当かどうか審査を行い、その結果を第10の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。

妥当と認められる場合で、匿名データの利用ファイル数に変更がない場合、誓約書（変更する者のみ）の提出だけで利用を認めることとする。

なお、この取扱いは、提供する利用者に係る欄以外の利用目的その他の事項について一切の変更がないことを前提とする。（これらの事項が変更となる場合は、改めて提供依頼申出書による申出を行う。）

## **3 利用期間の延長**

### **(1) 延長申出書の提出**



提供依頼申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由及び希望する必要最低限の延長期間を記載した別紙様式第10号を参考として提供機関等が定める様式による延長申出書を提供機関等に提出する。

また、利用目的が学術研究である場合又は高等教育である場合において、延長の承諾は1回限りとし、延長の申出があった場合にはこの旨を提供依頼申出者に伝えるものとする。

なお、利用目的が国際比較統計利活用事業である場合においては、事業の期間が長期にわたることが想定されることから、延長の承諾回数に制限は設けないこととする。

## (2) 延長の申出の審査基準

延長申出書が提出された場合、提供機関等は次の審査基準により審査を行う。なお、承認要件は次の基準をすべて満たすことである。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること
- ・ 利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件など利用期間以外の変更が一切なされていないこと
- ・ 延長理由から判断して、延長の期間が最低限度に限られていること
- ・ 提供を承認し提供依頼申出書に関する初回の延長申出であること(利用目的が学術研究である場合又は高等教育である場合について、延長の再申出は認められず、最初から提供依頼申出書等の提出を行うものとする。)

## (3) 提供機関等からの諾否の通知

提供機関等は、延長申出を承諾する場合はその旨を通知する。また、この場合、利用実績報告書の提出時期等も併せて延長を認めることができるものとする。

承諾しない場合は、その理由と併せてその旨を延長に係る提供依頼申出者に通知する。承諾されなかった場合、当初の承諾された利用期間の満了時まで、提供依頼申出者は提供された匿名データの返却、電子計算機保存されている匿名データ及び中間生成物等の削除、利用実績報告書・データ措置報告書の提出等所要の措置を行う。

## (4) 延長が認められた場合の手続

延長を承諾し、利用条件(利用規約)及び誓約書に修正が必要な場合は、再度、必要な書類の提出を求める。

## 第15 匿名データの提供後の利用制限

利用者は、法第42条第1項第2号に基づき、提供された匿名データを適正に管理し、法第43条第2項に基づき、匿名データ及び匿名データから作成した統計等は提供依頼申出書に記載した利用目的の範囲内で利用しなければならない。提供依頼申出書に記載した利用の範囲以外への利用を希望する場合は、記載事項変更申出書により申出を行い、提供機関等の承諾を得る。

なお、利用目的の変更の審査基準は、第8の3(11)に準じるものとするが、データ措置報告書が提出された後については、審査を行う必要はないものとする。

## 第16 匿名データの利用後の措置

提供依頼申出者は、匿名データの利用期間終了後、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存若しくは紙媒体等へ出力した匿名データ及び中間生成物を消去する。その上で、別紙様式第14号を参考として提供機関等が定める様式によるデータ措置報告書を添えて、媒体を提供機関等へ返却する。この際、書留（提供依頼申出者の送料負担）による送付又は提供窓口での直接の受け渡しのいずれかによる。

## 第17 提供依頼申出者による研究成果等の公表

### 1 成果の公表

#### (1) 直接の利用目的が学術研究、高等教育の場合又は国際比較統計利活用事業であって我が国が加盟している国際機関が利用する場合

提供依頼申出者は、匿名データを利用して行った学術研究の成果、高等教育の内容又は国際比較統計利活用事業の結果を提供依頼申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表する。

当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

例：〇〇省（又は、独立行政法人統計センター）から「〇〇調査」（〇〇省）に関する匿名データの提供を受け、独自に作成・加工したものである。

なお、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかったなどにより、提供依頼申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法により公表を行う場合は、新たな公表方

法について記載事項変更申出等の提出を行う措置をとった上で、公表を行う。

また、公表後、提供依頼申出者は、総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第15-1～3号）により提供機関等に利用実績を報告する。

## (2) 国際比較統計利活用事業であって国際比較統計を作成し提供する場合

提供依頼申出者は、匿名データを利用して国際比較統計を作成し当該統計を提供した回数等の利用状況について提供機関等が定める期間ごとに提供依頼申出書に記載した方法により公表を行う。

また、毎回の公表後、提供依頼申出者は総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第15-1～3号）により提供機関等に利用実績を報告する。

## 2 成果が公表できない場合の取扱い

提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書により提供機関等へ報告する。

## 3 成果物の利用制限

提供依頼申出書に記載した公表方法で公表されなかった統計等の成果の利用（営利目的等を含む）は公益性を提供の理念とした法の趣旨に反することから認めないものとする。

なお、このような利用をした場合、第18の匿名データの不適切利用に該当することとなる。

## **第18 匿名データの不適切利用への対応**

### 1 統計法における罰則

法第61条第3号では、匿名データの提供を受けた者、匿名データの取扱いに関する業務委託を受けた者等が匿名データを自己又は第三者の利益を図る目的で提供、盗用した場合罰則の適用を規定しており、これらの規定に違反した場合、罰則は違反を犯した個人に適用されることとなる。

### 2 総務省及びその他提供機関等における連携

提供機関等は、匿名データの利用者又は関係者が法令又は契約違反を行ったと判断した場合、違反が疑われる場合、提供の取消しや利用停止期間の設定等ペナルティを科すことを決定した場合又はその他必要と判断した場合には、その旨を総務省に連絡する。

なお、受託独立行政法人等が委託を受けた個別業務に係る総務省に対する連絡は、当該業務を受託独立行政法人に委託した提供機関を通じて行う（関連：第3の4（1））。

総務省は、提供機関等から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の提供機関等に対し、当該連絡事項及びペナルティに関する情報の提供を行い、すべての提供機関等において同様の利用停止期間が設けられるよう必要な措置を講じる。

### 3 契約違反

#### (1) 違反内容

提供機関等は、次のような法令又は契約違反を犯した者（以下「違反者」という。）に対して、その内容に応じて総務省及びその他の提供機関等と連携して対応を行う。

なお、違反者が提供依頼申出者以外の利用者である場合であっても、当該事例の判断（例えば管理責任等の観点）から提供依頼申出者を違反者として扱うこともあり得るものとする。

- ① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない
- ② 匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した
- ③ 匿名データを紛失した
- ④ 匿名データの内容が漏洩した
- ⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った
- ⑥ その他（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為）

#### (2) 対応内容

ア 提供機関等は、その提供した匿名データの利用に関し、法律違反又は契約違反として、前記(1)①～⑥が生じていることが判明した場合は速やかに提供依頼申出者に連絡し、原則として利用の取消、匿名データの返却、複製データの消去を求めるとともに、その違反内容や対応状況を総務省に連絡する。

イ 総務省は、提供機関等から上記アの連絡があった場合、速やかにその他の提供機関等に対し、当該情報について周知を行う。

ウ その他の提供機関等は、総務省から上記イの連絡があった場合、当該違反者に対するその他の調査票情報又は匿名データの提供の有無を確認し、当該違反者にその他の匿名データ、法第33条に基づく調査票情報又は法第34条に基づく委託による統計の作成等の結果の提供を行っていることが判明した場合、それらの調査票情報又は匿名データの管理体制、状況等について速やかに確認する。

エ 提供機関等は、(1)①～⑥の違反事実について、次に挙げる措置をと

るとともに、その対応状況を総務省に連絡する。

**① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない場合**

返却が行われるまでの間、他の調査票情報及び匿名データの提供を行わないとともに、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に相当する期間についても他の調査票情報、匿名データの提供及び法第34条に基づく委託による統計の作成等を行わない。

**② 匿名データを提供依頼申出書に記載した内容と異なるセキュリティ要件の下で利用し、セキュリティ事故の危険に曝した場合**

契約の際に虚偽の申出を行った場合の指名停止期間等に準じ虚偽の度合いに応じて1か月～6か月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

**③ 匿名データを紛失した場合**

実際に審査要件を満たした場合、基本的に紛失等が起こるとは考えられないことから、利用者の過失による場合、上記②に違反していると同程度と判断し、匿名データの紛失の度合いに応じて1か月～6か月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

**④ 匿名データの内容が漏洩した場合**

制度に対する国民の信頼を著しく損なう可能性があることから集計を民間委託した際に民間事業者が同様の事故を発生させた場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

**⑤ 匿名データを利用目的以外で匿名データの利用を行った場合**

制度に対する国民の信頼を著しく損なう法律違反に該当することから、集計を民間委託した際に民間事業者が同様の目的外利用をした場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

**⑥ その他の場合**

その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った委託申出者及び利用者に対しては、上記①～⑤及び委託等の指名停止を

参考として、提供禁止の措置を講じるものとする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

オ 総務省は、上記エの連絡があった場合、速やかにその他の提供機関等に対し当該違反情報の周知と共有化を図るとともに、その他の提供機関等においては上記エと同様の措置を講じる。

カ なお、これらの提供禁止の対応については、違反者が行う提供依頼申出（既に提供している他の匿名データ及び新たな提供依頼申出を含む。）に対してはもとより、違反者以外の者が行う提供依頼申出であってその利用者の中に違反者を含むものに対しても同様とする。

また、法人その他団体で利用申出している場合についても、違反者を含む法人その他団体全体に対しても同様とする。

#### **4 他制度との連携**

法第33条に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等において、法令や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合、同様の期間、提供禁止措置等が取られている範囲の者に対して匿名データの提供についても行わないものとする。

#### **5 公益通報者保護法の適用**

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関（※5）は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

※5 独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

### **第19 実績報告書の作成・提出**

#### **1 実施状況報告の提出**

提供依頼申出者は規則第16条に基づき、①学術研究目的の場合、当該研究成果の公表後速やか（3か月以内）にその公表も含めた成果の概要について、②高等教育目的の場合、当該高等教育の終了後速やか（3か月以内）にその実施状況について、③国際比較統計利活用事業目的の場合、当該比較統計の利用成果又は提供状況の公表後速やか（3か月以内）にその実施状況に

ついて提供機関等に総務省告示で定める利用実績報告書(別紙様式第15-1～3号)により報告する。

なお、提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により学術研究成果や教育内容の実績等が示せない場合、提供依頼申出者又は共同利用者等は利用実績報告書にその理由を記載して報告する。

また、提供機関等は法第55条に基づき総務大臣からの要請に基づき12か月ごとに利用実績報告書の提出実績及び提供依頼申出書の提出実績等を取りまとめ、総務省に報告を行う。

さらに、提供機関等は規則第14条に基づき、必要に応じて提供依頼申出者の所属・氏名、使用した調査票情報の名称、学術研究又は高等教育の名称等の記載事項をホームページ等により公表する。

## **2 受託独立行政法人等における取扱い**

受託独立行政法人等が受理する利用実績報告書は、委託元の提供機関に報告し、当該提供機関から総務省に報告する。

## **3 総務省から統計委員会に対する報告**

総務省は、提供機関等から報告を受けた利用実績を取りまとめ、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。なお、総務省は、提供機関等と同様に提供依頼申出者の秘密の保全について留意し、情報の管理を行う。

### **第20 ガイドラインの施行時期**

平成24年8月31日付で改正された本ガイドラインは、同日から施行する。

## 【添付資料一覧】

### (別紙)

- 別紙 1 匿名化処理の考え方
- 別紙 2 匿名化処理の技法
- 別紙 3 匿名化処理の目安

### (別紙様式)

- 別紙様式第 1 号 チェックリスト (対世帯、個人の調査用)
- 別紙様式第 2 号 チェックリスト (対企業、事業所の調査用)
- 別紙様式第 3-1～3 号 提供依頼申出書【雛形】
- 別紙様式第 4 号 承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 5 号 不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 6-1～3 号 匿名データの提供に係る依頼書
- 別紙様式第 7 号 匿名データの利用規約【雛形】
- 別紙様式第 8 号 匿名データの利用に係る誓約書【雛形】
- 別紙様式第 9 号 所属等変更届出書【雛形】
- 別紙様式第 10 号 匿名データの利用期間延長申出書【雛形】
- 別紙様式第 11 号 提供依頼申出書の記載事項変更申出書【雛形】
- 別紙様式第 12 号 提供依頼申出書の記載事項変更に係る承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 13 号 提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 14 号 データ措置報告書【雛形】
- 別紙様式第 15-1～3 号 利用実績報告書

### (参考)

- 統計法 (抄)
- 統計法施行令 (抄)
- 統計法施行規則 (抄)



## 匿名化処理の考え方

### (1) 匿名化処理とは

マイクロデータから世帯や個人の秘密の情報を知るということは、調査対象である調査単位(世帯や個人)とマイクロデータの対応関係を特定し、特定されたマイクロデータから調査単位の秘密に属する事項を知るということを意味する。どの調査事項が、秘密の情報に当たるかは一概には決めることができないし、時代とともに変化し、普遍的ではないと思われるので、匿名化処理とは、基本的には、調査単位とマイクロデータの対応関係を特定されないようにするということである。

### (2) 対応関係

提供するマイクロデータには、氏名、住所などの直接的に世帯や個人が特定できる情報は付与されていないので、調査単位とマイクロデータの対応関係は、性別や年齢などの属性(識別情報)が同じかどうかで判断することになる。

全国の全調査単位のマイクロデータが提供されていて、かつ、全調査単位について識別情報が分かる場合、識別情報が一致する調査単位とマイクロデータがそれぞれ1つしかない場合には同じ世帯や個人と判断でき、それぞれ複数ある場合はそのうちのいずれかと判断できる。実際のマイクロデータの提供の場合、一部の調査単位のマイクロデータが提供されていて、かつ、一部の調査単位の識別情報がわかるに過ぎず、このような状況では、対応関係を特定するのは現実的ではないと考えられる。

### (3) 特定の可能性

特定の可能性を考えると、地域範囲が狭い場合には、調査対象が絞り込まれるので、識別情報を収集することが容易になり、マイクロデータの地域情報が詳細であれば、特定の可能性が高くなる。また、調査を受けていることが知られていると、その調査単位のマイクロデータに必ず存在することが分かるため、対応関係を特定される可能性が高まる。しかし、調査対象のリストは厳格に管理されており、外部の者が調査を受けている調査単位を知る可能性は低く、調査時から数年が経過すれば外部の者が知ることは不可能と言える。

しかし、特殊なデータのときに、特定の可能性は高くなる。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いるというような世帯の数は少ないので、母集団のある個別の世帯に対応するデータ数が少なくなり、そのどれに当たるか決定するのが比較的容易になる。また、複数の属性の特殊な組合せも特定の可能性が高くなる。これに対し、標準的な対象の場合には同じ条件のデータが多数出現することになるので、特定の可能性は比較的低いものとどまる。

### (4) 識別情報

調査対象である調査単位とマイクロデータの対応関係を特定しようとするときに用いる識別情報とは、提供するマイクロデータに含まれていて、かつ、統計調査以外からも知ることができる情報である

個人又は世帯を対象とした統計の場合、比較的容易に入手できる識別情報としては、外観からでも把握できるような基本的な属性が考えられ、例えば、県、市町村などの地域情報や、世帯員数、世帯員の性別、住宅の大きさなどが挙げられる。このほか、自宅で営業

している世帯であればその産業・職業を知ることができるし、子供の年齢は通学している学年で分かると思われる。ただし、これらの情報だけでは、一般には対応関係を特定することはできない。また、これらの情報の収集は比較的簡単ではあるが、多数の調査単位について情報を収集しようとするれば大きな作業量を必要とする。

実際の問題としては、時間が経つとともに識別情報を正確に知ることは難しくなる。提供されるマイクロデータは数年前の調査の結果であり、そのときに個々の調査対象がどのような属性を有していたか知ることは、たとえ世帯の基本的な属性であっても難しい。既存のリストのようなものの場合も、そのリストとマイクロデータの時点が一致していないと対応関係の特定には多くの誤りが生じることになる。

#### (5) 特定の試み

匿名化处理の方法を決めるときには、現実にはどのような危険があるかについても考えておく必要がある。最近、個人情報の流出がよく問題となるが、そのような例では、住所（メールのアドレス等も含む）、氏名などが流出しており、それは、商業目的などにそのまま利用できる。しかし、統計情報の場合、住所、氏名が流出することはありません。また、前述のとおり、特殊な対象の場合には特定の可能性が比較的高くなるが、多くの標準的な対象の場合には特定の可能性は比較的低いものにとどまる。一部の対象についてだけ特定できたとしても、商業目的での利用価値は少ないであろう。したがって、対象を特定しようとするような試みが、最近問題になっているような商業目的で行われる可能性は低いものと考えられる。そもそも、数年前の統計情報では利用する価値もないであろう。

しかし、もし対象を特定するような試みが実際に行われたら、それはマイクロデータ提供の危険性、ひいては統計調査の危険性を指摘するものとして利用されてしまうであろう。ところが、絶対的な匿名性を担保しようとする、ドイツでの経験のように提供できる情報が極めて限られてしまう。したがって、この問題は匿名化处理だけで対策を考えるべきものではなく、そのような試みを行うこと自体を制限しておくことが必要となる。このため、データを提供するときには、利用目的を限定し、データの管理を適正に行わせることを義務付けておかななくてはならない。

注：ドイツは、1980年の連邦統計法で「絶対的な匿名化」条項によるマイクロデータの提供を行ってきたが、多くの情報が失われることになり、科学研究の要求に応じられず、ほとんど利用されなかった。そのため、1987年の連邦統計法ではマイクロデータが莫大な時間や経費をかけない限り識別できないという「事実上の匿名性」の概念に法規定を改正している。

## 匿名化処理の技法

### (1) 匿名化処理の技法

対応関係を特定しにくくする匿名化処理の方法としては、下記のような方法がある。

#### ① 識別情報等の削除

対応関係を特定する危険性の高い識別情報である、世帯や居住地を直接的に特定できるような情報を削除する方法である。

#### ② 識別情報のトップ・コーディング

対応関係を特定できる可能性が高くなる特殊な属性を、まとめる方法である。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いる世帯の数は少ないので、対応関係を特定しやすくなるので、特に大きい値や小さい値を「〇〇以上」、「〇〇以下」というようにまとめる。海外では、トップ・コーディングされるのが対象全体の0.5%以上としている例などがある。

#### ③ 識別情報のグルーピング

特定の値をグループ分けして階級区分に変更する方法である。例えば、年齢を例にすると、22歳ではなく、21～25歳とする方法である。また、市町村コードなどの地域情報の場合は、外部の者にも把握しやすい情報であること、対応関係を調べなくてはならないデータの範囲を限定できることなどから特に注意が必要となる。海外では、人口10万人未満の地域区分は提供しないなどの基準が設けられている例などがある。

#### ④ リサンプリング

マイクロデータをすべて提供するのではなく、そこから抽出した一部のマイクロデータだけを提供する方法である。この方法によれば、提供するマイクロデータが少なくなるので、対応関係を特定できる可能性を低下させることができる。

また、特定できたとの主張に対し、特定できたと考えることが適当ではないと主張する方法でもある。

#### ⑤ ミクロデータのソート

マイクロデータの配列順を並べ替えることでランダムにし、対応関係を探り出すことができないようにする方法である。

別の概念からの匿名化処理の技法としては、マイクロデータから正確な対応関係を知ることができないようにする方法がある。具体的には、マイクロデータを加工して正しくないものにしてしまう方法である。

#### ① スワッピング

任意の2つの調査単位の間で、一部の調査事項の値を入れ替える方法である。

#### ② 誤差の導入

マイクロデータの一部の調査事項（識別情報又は秘密の情報自体）に誤差を導入する方法である。

## (2) 匿名化処理の方法の決定

上記のような問題があるものの、実際に海外で行われている匿名化処理の方法をみるとかなり詳細なデータをそのまま提供しているのが普通である。匿名化処理は、論理的に可能性だけを考えると極めて厳しく行わなくてはならないことになるが、実際には、秘匿の必要性や利用面も考慮して現実的な判断の下で決定している。

そのような現実的な判断を行うために、海外では権威ある委員会などが処理の方法を最終承認する方式をとっている。我が国においても同様の手続きを踏むべきであり、試行的提供では、統計局の「匿名標本データ作成・利用研究会」の承認を得ている。

## 匿名化処理の目安

### 1 地理的情報について

- (1) 地理的情報としては、地域内に最小でも人口 50 万人以上いなければならない。
- (2) 直接的な地理的情報以外で、地理的情報が明らかになる項目（例えば、サンプリング情報など）についても、上記(1)の最小人口 50 万人の基準に適合させなければならない。
- (3) 地域分析用として、人口 50 万人未満の地理的情報を提供するような匿名データを作成する場合には、他の識別情報などの匿名化の程度を高めなければならない。
- (4) 入手可能な外部情報により、ある特定の種類の施設であることが明らかになるようなことがないようにしなければならない。

### 2 個人・世帯の識別情報について

- (1) 氏名、住所など個人又は世帯を直接的に識別できる情報は削除されなければならない。
- (2) 間接的に個人又は世帯を識別できる情報、例えば年齢、世帯人員、居住室数などの情報については、年齢の高い個人、世帯員数が多い世帯、居住室数の多い住宅など特定される可能性が高い場合、トップコーディング、グルーピングまたは削除を施す必要がある。トップコーディングにおいては、母集団（個人又は世帯）全体の 0.5%を目安にすることが望ましい。
- (3) 少数の特定の集団を対象とする場合、トップコーディングの基準を 3～5%にすることを考慮すべきである。
- (4) トップコーディングするデータ項目については、その情報（平均値や中央値など）を明らかにすることが望ましい。
- (5) 世帯単位のデータを提供する場合、調査単位が特定されないことがないように、必要があれば、匿名化を考慮する必要がある。

### 3 誤差（ノイズ）

- (1) ミクロデータに誤差を加えることによって、調査データと外部情報との対応関係を特定する可能性を低めることができる。他に適当な匿名化の技法がない場合には、研究・分析上の有用性を損なわない範囲で誤差を付加することを考慮すべきである。
- (2) 誤差を加える方法としては、①乱数による誤差の付加（random noise）、②調査単位間の調査情報の交換（swapping）、③ブランク（blank）への置換え又は補定（imputation）がある。

### 4 リサンプリング

ミクロデータを全て提供する場合は、その一部を提供する場合に比べて、調査単位の特定の可能が高くなる。例えば、ある人が調査を受けたことがわかっている場合には、ミクロデータの中に必ずその人のデータがあるはずとの前提で探すことができる。したがって、必要に応じて、ミクロデータの全てではなく、一部のデータだけを提供することを考慮すべきである。

## 5 外部ファイルとのマッチングの可能性

- (1) ミクロデータと外部の既存ファイルのデータを突き合わせるにより調査単位が識別されるような可能性があれば、それを回避するための措置をとらなければならない。
- (2) 調査のための標本フレームが、国勢調査の母集団情報以外の情報によって提供されている場合には、調査データと標本フレームの元の情報とを一致させることが可能となるおそれがあるので、事前に回避する措置をとらなければならない。

## 6 その他の問題

- (1) データの一連番号、データの並び順によって、およその地域範囲が推測されるおそれがあるので、削除、付替え又は並べ替えをするべきである。
- (2) サンプリングに関する情報によっては、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになるおそれがあるので、そのような情報は削除すべきである。
- (3) 秘密の情報のうち秘匿の必要性の高い調査項目については、その調査項目自体についてグルーピング、削除等の匿名化を施す必要がある。
- (4) 時間の経過とともに、調査データを外部情報と照合することは困難になる。提供時期は調査時点から最低限2年間以上は離すべきである。

匿名データのチェックリスト（世帯調査用）（案）

匿名データを作成する統計データの名称および年次

統計調査名： 調査年：
----------------

1 地理的情報

(1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

①地理情報のレベル： ②地理情報の加工の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※②が「有」場合は、加工後の地域区分、人口、世帯数が分かる資料を添付してください。
---

(2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。

地理情報以外の地理的情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、該当する項目、当該項目に含まれる地理的情報の詳細、加工の方法について具体的に記載してください。
---

(3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理情報が含まれていますか。

地域分析用の地理情報提供の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地理情報のレベル：
---

(4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありますか。

特定の種類の施設の情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、その項目名、秘匿の有無、秘匿方法を具体的に記載してください。
--

2 世帯の識別情報

(1) 世帯の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

--

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）	
項目：	方法：
※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	

- (3) 世帯単位データを提供することに対応して特別な匿名化措置を行っていますか。

特別な措置：	<input type="checkbox"/> 行っている	<input type="checkbox"/> 行っていない
※「行っている」場合、具体的な方法を記載してください。		

### 3 個人の識別情報

- (1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

--

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）	
項目：	方法：
※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	

### 4 誤差（ノイズ）

匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差の付加：	<input type="checkbox"/> 採用している	<input type="checkbox"/> 採用していない
※「採用している」場合、具体的な方法を記載してください。		

### 5 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリング：	<input type="checkbox"/> 行っている	<input type="checkbox"/> 行っていない
※「行っている」場合		
抽出方法：		
抽出率：		



6 外部の情報

- (1) 個人・世帯を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。

外部情報： 有 無

※「有」の場合、外部の情報について具体的に記載してください。

- (2) 母集団情報として利用している情報は何か。

国勢調査の調査区名簿

行政記録から作成した名簿（行政記録の名称： \_\_\_\_\_）

その他（具体的に記載 \_\_\_\_\_）

※母集団情報を取扱う者の範囲等、特記する事項があれば記載してください。

7 その他

- (1) データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。

実施している 実施していない

※「実施している」場合、匿名化措置の方法を記載してください。

- (2) サンプル情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。

- (3) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。

- (4) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。

匿名データのチェックリスト（事業所・企業調査用）（案）

匿名データを作成する統計データの名称および年次

統計調査名： 調査年：
----------------

1 地理的情報

(1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

①地理情報のレベル： ②地理情報の加工の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※②が「有」場合は、加工後の地域区分、事業所・企業が分かる資料を添付してください。
---

(2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。

地理情報以外の地理的情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、該当する項目、当該項目に含まれる地理的情報の詳細、加工の方法について具体的に記載してください。
---

(3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理情報が含まれていますか。

地域分析用の地理情報提供の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地理情報のレベル：
---

(4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありますか。

特定の種類の施設の情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、その項目名、秘匿の有無、秘匿方法を具体的に記載してください。
--

## 2 事業所又は企業の識別情報

- (1) 事業所又は企業の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

--

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）	
項目：	方法：
※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	

## 3 誤差（ノイズ）

匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差の付加： <input type="checkbox"/> 採用している <input type="checkbox"/> 採用していない
※「採用している」場合、具体的な方法を記載してください。

## 4 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリング： <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
※「行っている」場合
抽出方法：
抽出率：

## 5 外部の情報

- (1) 事業所・企業を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。

外部情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※「有」の場合、外部の情報について具体的に記載してください。

(2) 母集団情報として利用している情報は何か。

<input type="checkbox"/> 事業所・企業統計調査の調査区名簿
<input type="checkbox"/> 行政記録から作成した名簿（行政記録の名称： <input type="text"/> )
<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載 <input type="text"/> )
※母集団情報を取扱う者の範囲等、特記する事項があれば記載してください。

## 6 その他

(1) データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。

<input type="checkbox"/> 実施している	<input type="checkbox"/> 実施していない
※「実施している」場合、匿名化措置の方法を記載してください。	

(2) サンプル情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。

------------------

(3) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。

------------------

(4) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。

------------------

## 匿名データの提供依頼申出書（学術研究目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

提供依頼申出者

所属及び職名

氏名

（署名又は記名押印）

連絡先

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

（代理人）

所属及び職名

氏名

（署名又は記名押印）

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分 <input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> その他→（具体的に _____ ） ※どちらか一方を選択する。		
	① 学術研究の名称		
	② 学術研究の必要性の目的		
	③ 学術研究の内容及び学術研究で利用する方法		
	④ 匿名データから作成する統計の内容		

	⑤ 学術研究の実施期間
	<p>(2) その他の利用目的</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p style="text-align: right;">※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。</p>
	<p>(3) 成果の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法: 予定時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法: 予定時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称: 予定時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称: 予定時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法:</p> <p style="text-align: right;">( 予定日 年 月 )</p> <p style="text-align: right;">※ 予定している全てのものを選択する。</p>
3 匿名データの提供希望 年月日	(年月日)
	(理 由)
4 匿名データの利用場所、 保管場所及び管理方法	(利用場所、保管場所)
	<p>(管理方法)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 匿名データを利用場所 (匿名データファイルの保管を含む) は、施錠可能な物理的なスペースに限定される。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 上記スペースから匿名データが持ち出されない。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時の電子計算機の環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを使用する PC 等に、アンチウイルスソフトの導入、セキュリティホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スクリーンロックの導入が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ その他 ( )</p> <p style="text-align: right;">※ 該当するものをすべてチェックする。</p>
5 匿名データの利用期間	平成 年 月 日 まで

6 匿名データを取扱う者 (氏名、所属・職名、利用場所)	氏名	所属	職名等	利用場所
※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、教育目的で利用する場合の指導教官(監督者)、学生、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること ※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載すること				
7 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ ※ 他府省等所管のものを含み、かつ、利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載すること	(現に提供を受けている調査票情報及び他の匿名データ) (今後提供を依頼する予定の調査票情報及び他の匿名データ)			
8 匿名データの提供の方法等	(1) 提供の方法(媒体) <input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R ※ 希望する提供媒体をチェックする。 (2) 送付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 送付を希望 <input type="checkbox"/> 直接受取りを希望			
9 提供機関等の設定事項欄	(1) 設定事項1 (例示) 連絡担当者……………様式中には規定しません。 ① 所属及び職名 ② 氏名連絡先 ③ 連絡先郵便番号・所在地 ④ 連絡先電話番号 ⑤ 連絡先e-mail (2) その他設定事項			

備考

- 1 提供依頼申出者が自然人の場合にあつては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 提供依頼申出者が法人その他の団体の場合にあつては、「提供依頼申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。  
 なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 「匿名データの提供の方法」には、行政機関の長、届出行政法人又は受託独立行政法人等が提示している匿名データの提供の方法(格納する媒体等)を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添〇参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 匿名データの提供依頼申出書（高等教育目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

提供依頼申出者

所属及び職名

氏名

（署名又は記名押印）

連絡先

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

（代理人）

所属及び職名

氏名

（署名又は記名押印）

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分		
	<input type="checkbox"/> 高等教育 → (利用する大学、研究科・学部学科等の名称 )		
	<input type="checkbox"/> その他 → (具体的に )		
	※どちらか一方を選択する。		
	① 授業科目の名称		
	② 授業科目の目的		
	③ 授業科目の内容、授業科目で匿名データを利用する必要性及び授業科目で利用する方法		
	④ 匿名データから作成する統計の内容		



	⑤ 授業科目の実施期間
	<p>(2) その他の利用目的</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p style="text-align: right;">※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。</p>
	<p>(3) 成果の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法: 予定時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法: 予定時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称: 予定時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称: 予定時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的な公表方法: 予定日 年 月 )</p> <p style="text-align: right;">※ 予定している全てのものを選択する。</p>
3 匿名データの提供希望 年月日	(年月日)
	(理由)
4 匿名データの利用場所、 保管場所及び管理方法	<p>(利用場所、保管場所)</p> <p>(管理方法)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 匿名データを利用場所 (匿名データファイルの保管を含む) は、施錠可能な物理的なスペースに限定される。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 上記スペースから匿名データが持ち出されない。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時の電子計算機の環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを使用する PC 等に、アンチウイルスソフトの導入、セキュリティホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スクリーンロックの導入が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ その他 ( )</p> <p style="text-align: right;">※ 該当するものをすべてチェックする。</p>
5 匿名データの利用期間	平成 年 月 日 まで

6 匿名データを取扱う者 (氏名、所属・職名、利用場所)	氏名	所属	職名等	利用場所
※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、教育目的で利用する場合の指導教官(監督者)、学生、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること ※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載すること				
7 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ ※ 他府省等所管のものを含み、かつ、利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載すること	(現に提供を受けている調査票情報及び他の匿名データ) (今後提供を依頼する予定の調査票情報及び他の匿名データ)			
8 匿名データの提供の方法等	(1) 提供の方法(媒体) <input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R ※ 希望する提供媒体をチェックする。 (2) 送付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 送付を希望 <input type="checkbox"/> 直接受取りを希望			
9 提供機関等の設定事項欄	(1) 設定事項1 (例示) 連絡担当者……様式中には規定しません。 ① 所属及び職名 ② 氏名連絡先 ③ 連絡先郵便番号・所在地 ④ 連絡先電話番号 ⑤ 連絡先e-mail (2) その他設定事項			

備考

- 1 提供依頼申出者が自然人の場合にあつては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 提供依頼申出者が法人その他の団体の場合にあつては、「提供依頼申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。  
 なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 「匿名データの提供の方法」には、行政機関の長、届出行政法人又は受託独立行政法人等が提示している匿名データの提供の方法(格納する媒体等)を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼申出書（国際比較目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

提供依頼申出者

法人その他団体名  
 連絡先郵便番号  
 所在地  
 代表者名 (署名又は記名押印)  
 住所  
 生年月日  
 連絡先電話番号  
 連絡先e-mail

(代理人)

所属及び職名  
 氏名 (署名又は記名押印)  
 連絡先郵便番号・所在地  
 連絡先電話番号  
 連絡先e-mail  
 住所  
 生年月日

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
2 匿名データの利用目的等	<p>(1) 直接の利用目的の区分</p> <p><input type="checkbox"/> 日本国が加盟する国際機関での国際比較統計の作成等</p> <p><input type="checkbox"/> 日本国が加盟する国際機関以外であり、国際比較統計を作成し、これを提供</p> <p><input type="checkbox"/> その他→ (具体的に )</p> <p style="text-align: right;">※ どれかを選択する。</p> <p>① 事業の名称</p> <p>② 事業の必要性</p> <p>③ 事業の内容、利用する方法</p> <p>※ 当該事業の具体的な内容（事業形態、外部委託の有無などを含む）、匿名データを利用する方法について明確に記載する。</p>		

		事業において国際比較統計を作成する場合の提供対象者の範囲		
	④ 匿名データから作成する統計の内容 (提供依頼申出者が日本国の加盟する国際機関である場合)			
	⑤ 事業の実施期間			
	⑥ 外国政府等から提供を受けている調査票情報の内容 (提供依頼申出者が日本国の加盟する国際機関以外である場合)			
		国名等	内容	
	⑦ 公的機関又は外国政府等から受けている支援の内容、支援元の名称 (提供依頼申出者が日本国の加盟する国際機関以外である場合)			
		支援元の名称	内容	
(2) その他の利用目的				
①				
②				
③				
④				
⑤				
※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。				
(3) 成果の公表方法				
(具体的内容 :		予定時期 :	年 月)	
3 匿名データの提供希望 年月日	(年月日)			
	(理 由)			



<p>9 提供機関等の設定事項欄</p>	<p>(1) 設定事項 1  (例示) 連絡担当者……………様式中には規定しません。</p> <p>① 所属及び職名  ② 氏名連絡先  ③ 連絡先郵便番号・所在地  ④ 連絡先電話番号  ⑤ 連絡先e-mail</p> <p>(2) その他設定事項</p>
----------------------	---

備考

- 1 提供依頼申出者が自然人の場合にあつては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 提供依頼申出者が法人その他の団体の場合にあつては、「提供依頼申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。  
なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 「匿名データの提供の方法」には、行政機関の長、届出行政法人又は受託独立行政法人等が提示している匿名データの提供の方法（格納する媒体等）を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

## 匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

所属及び職名  
氏名

殿

行政機関の長  
届出独立行政法人等  
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 匿名データの提供に係る申出について、下記の内容にて承諾します。また、匿名データの提供に当たっての利用条件（利用規約）は別紙のとおりです。

### 記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びにファイル数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称
- 3 提供時期及び利用期間
- 4 手数料の額
- 5 手数料の納付方法
- 6 手数料の納付期限及び依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、匿名データの提供を依頼する場合は、平成 年 月 日までに統計法施行令第13条第3項、統計法施行規則第16条で準用する第12条第2項に基づき作成した依頼書と必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

所属及び職名  
氏名

殿

行政機関の長  
届出独立行政法人等  
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付匿名データの提供に係る申出について、以下の理由により承諾できないので、その旨通知します。

理由

- 1
- 2
- 3

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条 学術研究目的関係)

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼  
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し  
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる学術研究の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人  
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。  
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び  
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入  
印紙を貼り、消印  
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条 高等教育目的関係)

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼  
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し  
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる授業科目の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人  
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。  
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び  
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入  
印紙を貼り、消印  
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条 国際比較目的関係)

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼  
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し  
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる事業の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人  
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。  
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び  
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入  
印紙を貼り、消印  
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 匿名データの提供等利用規約

平成 年 月 日  
〇〇省〇〇決定

### (総則)

- 第1条 匿名データの提供依頼申出者及び当該申出により匿名データの利用を行うすべての者（以下「利用者」という。）及び匿名データの提供を行う〇〇省（以下「提供者」という。）は、この規約に基づき、依頼書等（匿名データの提供に係る提供依頼申出書及び添付書類並びに匿名データの提供を求める依頼書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この規約及び依頼書等を内容とする使用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 提供依頼申出者は、匿名データの提供を求める依頼書を提出するとともに、提供者が匿名データ提供のための作業に要する実費を勘案し決定した手数料の額を、承諾通知書に記載する方法により納付するものとし、提供者は、匿名データの提供を求める依頼書に記載された匿名データを貸与するものとする。
- 3 匿名データを提供するために必要な一切の手段については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

### (管理)

- 第2条 利用者は、借受けた匿名データを提供者に返却するまで、善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は匿名データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

### (利用の制限)

- 第3条 利用者は、匿名データの利用に当たり、次の各項に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 匿名データは依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
- 二 匿名データを用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究を行わないこと。

### (作業委託)

- 第4条 提供依頼申出者は、匿名データを利用した研究分析を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等を充分監督し、作業終了後は速やかに匿名データ及び中間生成物を返納又は消去させなければならないものとする。

### (依頼書等の変更)

- 第5条 利用者は、自己の都合により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。
- 2 利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 前2項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、匿名データ借受け後、直ちにその物理的障害の有無等について検査を行うものとし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したときは、直ちに提供者に申出ることとする。

2 前項において、利用者はデータの受取後14日以内に、提供者に対してデータファイル等の交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者が障害の有無を確認した上で交換に応じるものとする。

(利用期間)

第7条 利用者は、匿名データを依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。

2 前項において、期限を越えて匿名データを利用する必要が生じた場合は、期限内に提供者に延長の申出を行い提供者の承諾を得るものとする。

3 提供者は、利用者における利用期限が超過した場合（利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む）は、利用者に対し速やかに当該匿名データを返却するよう求めるものとする。

(監査)

第8条 利用者は、匿名データの利用状況について提供者等が利用者に対して監査を行う場合、これを拒まないものとする。

2 前項の監査を行う場合、提供者等は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者へ通知するものとする。

(履行期限の延長)

第9条 提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

2 利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

第10条 利用者は、災害または事故により匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。

2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、手続き等を行うものとする。

3 利用者は、前2項のほか、自らの不注意などにより匿名データを紛失したり、情報が漏洩していることが判明した場合、又はその恐れがあることが判明した場合は提供者に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第11条 利用者は、匿名データの利用期間終了後、ハードディスク、紙媒体等の匿名データ又は中間生成物を消去し、データ措置報告書を添えて、電子媒体を提供機関等へ返却する。また、利用実績報告書により提供者へ利用実績を報告する

2 利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して匿名データの返却を請求したときは、これに従わなければならない。

3 死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が困難となった場合は、速やかに匿名データを返却すること。

(成果の公表)

第12条 利用者は、匿名データを利用した成果を、提供者が定める期間以内に公表しなけ

ればならない。

- 2 当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 3 第1項において、期間内に公表できない場合は、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。

(解除)

- 第13条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。
- 一 利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
  - 二 重大な過失又は背信行為があったとき
  - 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と提供者が認めるとき
- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

(法令及び規約に違反した場合の措置)

- 第14条 利用者が法令及び本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則の他、提供者は以下の措置を講ずるものとする。
- 一 違反が認められた時点で利用者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること。
  - 二 別表の各号に定める期間、委託による統計の作成等、匿名データの提供及び調査票情報の提供の申出を受付けないこと。
  - 三 違反の情報を統計法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、届出独立行政法人等及び受託独立行政法人等で共有すること。
- 2 利用者が、他の行政機関、届出独立行政法人等又は受託独立行政法人等から法第33条に基づく調査票情報の提供、法第36条に基づく匿名データの提供又は法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供を受けており、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則の他、当該規約又は契約も定める措置が講じられた場合は、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。
- 3 利用者は前2項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

- 第15条 利用者が匿名データの利用により受けた不利益もしくは損失について、提供者は利用者に対し責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、当該匿名データに提供者の故意または重過失による瑕疵が認められた場合は、利用者に対して手数料の返還を求めることができるものとする。
- 2 利用者が匿名データを用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。

(匿名データを利用して作成した統計の所有権)

- 第16条 利用者は、この匿名データによって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権、著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

- 第17条 利用者及び提供者は、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。ただし、統計法第55条

に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

(その他)

第18条 利用者と提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別表

措置要件	期間
① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
② 匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
③ 匿名データを紛失した場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
④ 匿名データの内容が漏洩した場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
⑥ その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為によって提供者が定める期間

匿名データの利用に係る誓約書

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)

《匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称》によって《統計調査名》の匿名データを使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

所属	職名	氏名
_____	_____	_____ (署名又は記名押印)
_____	_____	_____ (署名又は記名押印)
_____	_____	_____ (署名又は記名押印)

記

- 1 別添の利用規約に同意すること。
- 2 提供された匿名データを提供依頼申出書に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
- 3 提供された匿名データは、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 4 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- 5 利用期限終了後は、提供された匿名データを必ず返却すること。
- 6 提供を受けた匿名データにより作成した統計等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間成果物として消去し、利用は行わないこと。
- 7 研究成果の公表に際しては、統計法に基づいて関係の行政機関等から匿名データの提供を受けた旨を明記するとともに、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、行政機関又は届出独立行政法人等が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 8 提供された匿名データの利用により何らかの不利益を被ったとしても、提供者の責任は一切問わないこと。
- 9 提供された匿名データについて、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- 10 その他匿名データの利用に際しては、提供者の指示に従うこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



## 所属等変更届出書

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付 { 委託による統計の作成等 }  
{ 匿名データの提供 } に係る申出書等につきましては、{ 申出者 }  
{ 利用者 }  
の { 所属 }  
{ 住所 }  
{ 連絡先 }  
{ 利用者の姓 } に変更がありましたので、以下のとおり届出をいたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

**備考**

- 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更があった場合に利用することとし、利用目的や利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「申出書の記載事項変更届出書」により申出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 匿名データの利用期間延長依頼申出書

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付匿名データの提供に係る申出書のうち、利用期間について延長の依頼を以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、平成 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称	
匿名データの使用期間	<変更前> 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
	<延長後> 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付匿名データの提供に係る申出書については、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申出ます。  
なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、平成 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 匿名データの提供依頼の申出内容の変更に対する承諾通知書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

所属及び職名  
氏名 殿

行政機関の長  
届出独立行政法人等  
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 匿名データの提供に係る { 匿名データの利用期間延長依頼  
提供依頼申出書の記載事項変更依頼 } の申出  
について承諾します。

### 記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びに件数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称
- 3 手数料の再納付について

再納付の必要なし

再納付が必要 → 再納付する手数料の額 \_\_\_\_\_ (納付期限) 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、納付期限までに依頼書と必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の支払いを納付期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼の申出内容の変更に対する不承諾通知書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

所属及び職名  
氏名 殿

行政機関の長  
届出独立行政法人等  
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 匿名データの提供に係る { 匿名データの利用期間延長依頼  
提供依頼申出書の記載事項変更依頼 } の申出

については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## データ措置報告書

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

【匿名データ用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称】のため、平成〇年〇月〇日付け匿名データの提供に係る申出書の承諾により提供を受けた匿名データの使用が終了し、電子計算機等に複製した匿名データ及び中間生成物（匿名データの個々の情報が判別できるものに限る。）のデータをすべて消去したので申出ます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 利用実績報告書（学術研究目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け { 委託による統計の作成等 } に係る依頼書により提供を受けた { 統計成果物 }  
{ 匿名データの提供 }

による学術研究が完了したので、下記のとおり報告します。

### 記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 学術研究の成果の概要	(1) 学術研究の名称
	(2) 学術研究の実施期間
	(3) 学術研究の成果の概要
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 学術研究の成果の公表の取扱い 論文 (名称: ) 報告書・書籍 (名称: ) 学会・研究会等で発表 (名称: ) 学会誌等に掲載 (名称: ) その他 { }
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

**備考**

- 1 やむを得ない理由により研究が中断した場合など「学術研究の成果の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した研究の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 利用実績報告書（高等教育目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け { 委託による統計の作成等 } に係る依頼書により提供を受けた { 統計成果物 }  
{ 匿名データの提供 }

による教育が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 教育内容の概要	(1) 授業科目の名称
	(2) 授業科目の実施期間
	(3) 授業科目の内容の概要
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 教育内容の公表の取扱い 論文 (名称: ) 報告書・書籍 (名称: ) 学会・研究会等で発表 (名称: ) 学会誌等に掲載 (名称: ) その他 { }
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

**備考**

- 1 やむを得ない理由により教育が中断した場合など「授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した教育の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



## 利用実績報告書（国際比較目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長  
届出独立行政法人等 殿  
受託独立行政法人等

所属及び職名  
氏 名 (署名又は記名押印)  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る依頼書により提供を受けた匿名データによる

{ 事業が完了 } したので、下記のとおり報告します。  
{ 事業について一定期間が経過 }

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 事業の成果の概要	(1) 事業の名称
	(2) 事業の実施期間
	(3) 匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データも用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要
	(4) 匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データも用いて行った国際比較統計等の提供状況の公表の取扱い
※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。	
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

**備考**

- 1 やむを得ない理由により事業が中断した場合など「匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データも用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した事業の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考)

## 統計法（抄）

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、

その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

- 2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。
- 3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。
- 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者 当該情報を取り扱う業務
- 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
- 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

## 統計法施行令（抄）

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

(手数料の額等)

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円

ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円

ハ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミ

- リメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき百円
- ニ 光ディスク (日本工業規格 X 六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付一枚につき百二十円
- 三 統計成果物の送付に要する費用 (当該送付を求める場合に限る。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額
- 2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 請求一件につき千八百五十円
- 二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき八千五百円
- 三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円
- ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円
- ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円
- 四 匿名データの送付に要する費用 (当該送付を求める場合に限る。)
- 3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならない。
- 一 社会保険庁長官又は特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合
- 二 前二項の手数料の納付を現金であることが可能である旨を行政機関の長 (社会保険庁長官及び特許庁長官を除く。) が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合
- 三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

### 統計法施行規則 (抄)

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者 (以下「委託申出者」という。) は、次に掲げる事項を記載した書類 (以下「委託申出書」という。) に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等

(これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- 一 委託申出者(委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この項及び次項において「法人等」という。))であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所
  - 二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
  - 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
  - 四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
  - 五 委託に係る統計の作成等の内容
  - 六 統計成果物の利用目的
  - 七 前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項
- 2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者(委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
  - 二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
  - 三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。
- 第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十三条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。

3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。

ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。

ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。

ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると



認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。

ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

（匿名データの提供に関する委託による統計の作成等に係る規定の準用）

第十六条 第十一条から第十四条までの規定は、法第三十六条の規定により匿名データを提供する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と、第十一条（第一項各号列記以外の部分を除く。）から第十三条までの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の前の見出し	委託による統計の作成等	匿名データの提供
第十一条第一項各号列記以外の部分	法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）	提供依頼申出者
	この条から第十三条まで	第十六条において準用するこの条から第十三条まで
	委託の申出	依頼の申出

第十一条第一項第一号	この項及び次項	第十六条において準用するこの項及び次項
第十一条第一項第四号	統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項	匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
第十一条第一項第五号	委託に係る統計の作成等の内容	匿名データの使用場所及び管理方法
第十一条第一項第六号	統計成果物	匿名データ
第十一条第一項第七号	前各号	第十六条において準用する前各号
	前条第一号又は第二号	第十五条各号
第十一条第二項各号 列記以外の部分	前項	第十六条において準用する前項
第十一条第三項	第一項	第十六条において準用する第一項
第十二条第一項	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項
	統計の作成等	匿名データの提供
第十二条第二項	前項	第十六条において準用する前項
	統計の作成等の実施	匿名データの提供の実施
	当該統計の作成等に係る契約を行うために	定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が
第十二条第三項	前項	第十六条において準用する前項
第十三条第一項	統計成果物	匿名データ
	学術研究又は教育が終了したとき	学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であつて、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）
	又は教育内容の概要	、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況
第十三条第二項	統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない	匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする
第十三条第三項	統計成果物	匿名データ

	又は教育内容	、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況
	公表するものとする	公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする
第十四条	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項

## ■ 統計委員会

府 統 委 第 52 号  
平成23年4月22日

厚 生 労 働 大 臣  
細 川 律 夫 殿

統 計 委 員 会 委 員 長  
樋 口 美 雄

諮問第34号の答申  
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について

本委員会は、厚生労働省が作成を予定している平成16年国民生活基礎調査(以下「本調査」という。)に係る匿名データの作成方法の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

## 1. 計画の適否

本計画については、これにより作成される匿名データにおいて、本調査の調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当である。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、修正が必要である。

## 2. 理由等

## (1) 情報の削除

## ア レコードのリサンプリング及び地域情報の削除

本調査の匿名データの作成に当たっては、複数の調査票情報を組み合わせることにより、世帯票及び健康票から構成される匿名データ(以下「匿名データA」という。)並びに世帯票、健康票、所得票及び貯蓄票から構成される匿名データ(以下「匿名データB」という。)の2種類の匿名データを作成することとし、それぞれ、地域区分を「全国」のみとするとともに、国勢調査区(又は単位区)及び世帯の二段階で再抽出(以下「リサンプリング」という。)したもの(以下「サブサンプル」という。)を用いる計画である。

このうち、匿名データA及び匿名データBのそれぞれについて、リサンプリングを国勢調査区(又は単位区)及び世帯の二段階で行うことについては、特に本調査が採用して

いる集落抽出法が、集団を単位として抽出し、抽出された集団内の全ての標本を調査する方法であるという特性を踏まえ、匿名データの中に特定の調査区(又は単位区)が含まれるか否か、また特定の世帯が含まれるか否かの判別を困難とする措置であることから、適当である。

また、地域区分を「全国」のみとし、全国一律の拡大乗数を付与することについては、サブサンプル中に含まれる多くの属性情報と詳細な地域情報を組み合わせた場合に調査客体が特定される可能性が高まること、各レコードが保持する拡大乗数から抽出地域が特定されてしまうことを防ぐ必要があること、本調査の匿名データの作成は今回が初回であり、調査客体の匿名性の確保を十分に図るよう慎重を期す必要があることから、やむを得ない措置である。

以上の措置を講じた結果として、本調査のサブサンプルの抽出率については、約2割となっているものの、サブサンプルの大きさは中間年調査の集計客体数と同程度であること、作成された匿名データA及び匿名データBによる統計と全レコードから作成された公表統計との間で代表的な項目の平均値や分布に大きな乖離はないことから、適当である。

## イ 識別情報の削除等

### (ア) 直接的な識別情報の削除等

本調査のサブサンプル中のレコードに含まれる情報のうち地区番号等の直接識別できる情報は、これを削除するとともに、レコードは乱数により並び替える計画である。

これらについては、調査客体の特定や探索を防止するために効果的な措置であること等から、適当である。

### (イ) 所得の内訳等の削除

所得票に含まれる所得等の情報については、世帯の総所得、課税等の状況及び掛金のみに限定し、その内訳や世帯員別の情報は削除して提供する計画である。

これについては、所得等の内訳や世帯員別の情報を全て提供すると、これらを合計することにより、(2)のアの(イ)による匿名化措置の効果を担保できなくなること、所得等の詳細な内訳の提供は調査客体が特定される可能性を高めることから、やむを得ない措置である。

## ウ 裾切りによるレコード削除

本調査のサブサンプル中のレコードのうち、世帯人員8人以上の世帯、同一年齢の子供が3人以上いる世帯、父子世帯、要介護者が2名以上いる世帯、年齢差の大きい夫婦のいる世帯に係るものは、匿名データから削除する計画である。

世帯人員8人以上の世帯のレコードを削除することについては、世帯員の人数の情報が世帯の外部から比較的容易に把握可能な属性であり、それが極端に大きい場合は出現頻度が低く調査客体が特定される可能性が生じること等から、適当である。

同様に、父子世帯、要介護者が2名以上いる世帯、年齢差の大きい夫婦のいる世帯のレコードを削除することについても、外部から比較的容易に把握可能な属性である一方で出現頻度が低く、調査客体が特定される可能性が生じること等から、適当である。

なお、年齢差の大きいまたは小さい親子のいる世帯についても、同様に外部から比較的容易に把握可能な属性であり、調査客体が特定される可能性が生じることから、当該レコードを削除する必要がある。

また、同一年齢の子供が3人以上いる世帯については、本計画では、世帯員の年齢は各歳ではなく年齢階級別に提供されるため、同一年齢階級の世帯員数に着目して、当該階級に4人以上の者がいる世帯についてレコードを削除するよう、変更する必要がある。

## (2) 識別情報の階級区分の統合

### ア トップコーディング及びボトムコーディング

#### (ア) 高齢者の年齢

世帯員の年齢については、一定の値を上限値とし、それを上回る場合に上限値以上でまとめる措置(以下「トップコーディング」という。)を行うこととし、当該上限値は85歳以上とする計画である。

これについては、出現頻度が低い一定年齢以上の高齢者をトップコーディングすることにより、性別等の他の属性情報との組み合わせによる調査客体の特定を防ぐことから、適当である。

#### (イ) 総所得及び貯蓄現在高等

世帯の総所得及び貯蓄現在高等については、一定の金額を上限値としてトップコーディングを行う計画である。

これについては、トップコーディングにより、所得等が極端に大きい調査客体の特定を防ぐことから、適当である。

### イ リコーディング(分類区分の再付与)

#### (ア) 世帯員の年齢

世帯員の年齢(トップコーディングを行う高齢者を除く。)については、その分類の程度を粗いものにする措置(以下「リコーディング」という。)を講じることとし、15歳以上の者は5歳階級別とし、15歳未満の者は「0～5歳」「6～11歳」及び「12～14歳」の3区分とする計画である。

これについては、各歳別のデータ提供に比べて匿名データの有用性が低下するものの、各歳別の年齢が明らかになると、世帯員に関する他の多くの属性情報との組み合わせにより調査客体が特定される可能性が生じることから、やむを得ない措置である。

なお、15歳未満の者については、健康票の記入対象項目が年齢により異なることから、年齢の特定を防ぐために健康票の回答区分である3区分としたものであり、やむを得ない措置である。

#### (イ) 出現頻度の低い選択肢のある項目

出現頻度の低い選択肢のある項目については、当該選択肢を「その他」等に統合する計画である。

これについては、調査客体の特定を防ぐことから適当な措置であるが、「希望する仕事の形」、「悩みやストレスの原因」、「最も気になる悩みやストレスの原因(主原因)」及び「健診を受けなかった理由」については、専ら本人の意識を問う項目であって外観から識別される可能性が低く、当該情報によって調査客体が特定される可能性が低いと考えられることから、匿名化措置を緩和し、匿名データの有用性の向上を図る必要がある。

## トップコーディング等の基準

トップコーディング、一定の値を下限値としこれを下回る場合に下限値以下でまとめる措置(以下「ボトムコーディング」という。)等を講じる場合、本調査では対象サンプル全体の1%未満を対象とする計画である。

これについては、本調査が集落抽出法で実施され、各世帯及び世帯員に関する多様な項目が把握されていること、有用性の観点から閾値は可能な限り継続した方が望ましく、他年次の匿名データの作成においても当該閾値により匿名性が確保されることを考慮したものであり、やむを得ない措置である。

### 3. 今後の課題

本計画については、本調査に係る匿名データの作成は初回であって、多様な調査項目や抽出方法を考慮した場合、調査客体の匿名性の確保により慎重を期する必要があることから、厳格な匿名化措置を講じていることはやむを得ない。

しかしながら、匿名データの利用者のニーズについては様々なものが考えられることから、以下の課題等について速やかに検討を進め、当該データのより一層の充実に努める必要がある。

#### (1) 地域区分及びリサンプリングの単位

本計画では、匿名性を確保するため、調査客体である世帯の特定につながる可能性が高い地域情報を削除し、地域区分を「全国」のみとする厳格な匿名化措置を講じている。

しかしながら、地域区分については、有用性の観点から極めて重要な情報であることから、調査客体の匿名性の確保を十分に図りつつ、匿名データの利用者のニーズを踏まえて、何らかの地域表章の可能性について検討する必要がある。

また、リサンプリングの単位については、今回、世帯単位のみとしているが、世帯員単位でリサンプリングを行うことで地域情報の付与やリサンプリング率の向上の可能性があり、公衆衛生や疫学分野の研究においては、世帯員単位での健康状態や生活習慣の分析が重要となること等から、利用者のニーズを十分に考慮したうえで、世帯員単位でのリサンプリングによる匿名データの作成の可能性について、速やかに検討を開始する必要がある。

#### (2) 所得票の情報の提供

本計画では、所得票に含まれる情報については、世帯の総所得、課税等の状況及び掛金のみに限定して提供することとしている。

しかしながら、近年、社会保障や所得格差等に関する研究の重要性が増しており、その分析には所得等に関する内訳や世帯員別の情報が重要であること、一方、本計画で適用されていないトップコーディング等以外の匿名化措置の適用も考えられることから、今後、匿名化措置に関する研究等の進展や利用者のニーズを十分に考慮したうえで、所得等の内訳や世帯員別の情報の提供の可能性について検討する必要がある。

#### (3) 匿名データの作成対象年次の拡大

本計画では、匿名データの作成対象調査を調査実施後5年以上経過したものとしており、今回は平成16年に実施したものを作成対象とするとともに、今後、順次拡大することとしている。

しかしながら、研究には経年的な分析が重要であるとともに、近年の経済・社会状況の急

激な変化に伴い直近の統計に基づく分析の重要性が増していること、さらに、本調査については3年ごとに大規模調査が実施されていることを踏まえれば、提供時期の短縮について検討する必要がある。

(4) 年齢のトップコーディング

本計画では、世帯員の年齢については、85歳以上でトップコーディングを行うこととしている。

しかし、トップコーディングの上限値については、近年の急速な高齢化の進展及び高齢者に関する分析の重要性等を踏まえ、今後、匿名データの作成対象年次を拡大する際には、当該年次の人口構成に応じて検討する必要がある。

(5) トップコーディング等が行われた変数

本計画により作成された匿名データの各レコード上の変数のうち、トップコーディング及びボトムコーディングが行われている変数については、利用者の利便性向上の観点から、海外における提供事例も踏まえ、当該トップコーディング等を行った変数の基本統計量等の提供可能性を速やかに検討する必要がある。

[ページの先頭へ](#)

---

[<< 統計委員会トップページへ戻る](#)



## ■ 統計委員会

府統委第13号  
平成25年2月15日

総務大臣  
新藤 義孝 殿

統計委員会委員長  
樋口 美雄

諮問第44号の答申  
国勢調査に係る匿名データの作成について

本委員会は、総務省が作成を予定している国勢調査(以下「本調査」という。)に係る匿名データの作成方法の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1. 計画の適否

本計画については、これにより作成される匿名データにおいて、本調査の調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当である。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

2. 理由等

本調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、本邦内に常住している者を対象にほぼ5年ごとに実施している統計調査であり、10年ごとの大規模調査とその中間年の簡易調査とに大別される。今回、総務省は、大規模調査年と簡易調査年とで調査項目が異なること及び時系列での比較を考慮して、大規模調査である平成12年調査と簡易調査である平成17年調査の2か年分の匿名データを作成することを計画している。

また、その作成に当たって、これまで用いられてきた、情報の削除、一定の値を上限値としそれを上回る場合に上限値以上でまとめる措置(以下「トップコーディング」という。)や、分類の程度を粗いものにする措置(以下「リコーディング」という。)等の匿名化措置以外に、攪乱的な秘匿手法の一つである調査票情報のレコードの一部を別のレコードのものに入れ替える措置(以下「スワッピング」という。)を新たに導入する計画である。

これらの匿名データの具体的な作成方法に関する計画の適否等については、以下のとおりである。

## (1)情報の削除

### ア 地域区分

地域区分については、「都道府県」及び「人口50万以上の市区」とし、人口50万未満の市区町村コードは削除する計画である。

このうち、「都道府県」及び「人口50万以上の市区」を提供することについては、本調査が悉皆調査であり、地域レベルでの分析が可能であることが特徴の一つであるため、地域分析に対するニーズは高いと考えられること、本調査の結果では従来から人口50万以上の市区について詳細な統計表が提供されていることから、適当である。

また、人口50万未満の市区町村コードを削除することについては、人口50万未満の市区町村が明らかになると、外観識別性の高い属性情報と組み合わせた場合に調査客体が特定される可能性が生じることから、適当である。

### イ レコードのサンプリング

本調査の匿名データの作成に当たっては、全ての調査票情報のレコードから、全世帯を母集団として1%を抽出することとし、世帯の種類(「一般世帯」及び「施設等の世帯」)ごとに、市区町村及び世帯人員等で並べ替えた上で、「一般世帯」については世帯単位で、また「施設等の世帯」については個人単位で抽出処理を行い、これらを統合したものをを用いる計画である。また、抽出された世帯は、乱数により並べ替える計画である。

これについては、次の理由から適当である。

- 1(1は丸囲み数字) サンプリングは、匿名データの中に特定の調査客体が含まれるか否かの判断を困難とする措置であること
- 2(2は丸囲み数字) サンプリングに当たっては、各市区町村における世帯数や各世帯の世帯人員等による分布を反映した抽出処理が行われるとともに、その抽出率は、都道府県のみならず、人口50万以上の市区など一定の人口規模以上の市区についての集計・分析が可能なデータ量が確保できるものとなっていること
- 3(3は丸囲み数字) 当該方法により作成された匿名データによる統計と既に公表されている本調査の全レコードから作成された統計(以下「公表統計」という。)との間で、男女別、年齢5歳階級別、世帯主との続柄別、配偶関係別等でみた分布に大きな乖離は無く、当該匿名データの有用性が確保されていること

ただし、世帯の種類によって抽出単位が異なることから、分析等において支障が生じないように利用者に対して利用上の注意を示す必要がある。また、主要な項目に関して、匿名データによる統計と公表統計の結果を比較できるような情報を提供するなど、利用者の利便性の向上を図る必要がある。

### ウ 直接的な識別情報の削除

本調査のレコードに含まれる情報のうち、調査区番号、世帯番号・調査区内連番など、調査客体が直接識別できる情報を削除する計画である。

これらについては、調査客体の特定や探索を防止するために効果的な措置であることから、適当である。

### エ 出現頻度が低い又は特徴的な値があるレコードを含む世帯の削除

本調査のレコードのうち、表1に示す出現頻度が低い又は特徴的な値があるレコードを含む世帯を削除する計画である。

対象となる世帯	具体的な計画の内容
世帯人員が多い世帯	地域区分ごとの出現頻度により、世帯人員が7人以上～9人以上いる世帯を削除
父子世帯	未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる世帯を削除
年齢差の大きい夫婦のいる世帯	年齢差が25歳以上の夫婦のいる世帯を削除
年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯	年齢差が45歳以上の親と子、年齢差が14歳以下の親と長子、又は19歳以下の親と末子のいる世帯を削除
世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯	地域区分ごとの出現頻度により、子供の数が3人以上～7人以上の外国人世帯を削除

これらについては、次の理由から基本的に適当である。

- 1 (1は丸囲み数字) 世帯員数、性別、年齢等は、世帯の外部から比較的容易に把握可能な属性であり、トップコーディングやリコーディング等の匿名化措置を行ったとしても、地域情報等の他の属性情報と組み合わせた場合に出現頻度が低くなる世帯構成の場合は、調査客体が特定される可能性が生じること
- 2 (2は丸囲み数字) 地域によって出現頻度に大きな違いが見られる「世帯人員が多い世帯」や「世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯」については、有用性の観点から地域区分ごとに削除基準を変える措置が講じられていること
- 3 (3は丸囲み数字) 複数の変数の組合せをみる必要がある「年齢差の大きい夫婦のいる世帯」、「年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯」、「世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯」については、実数値による分布に基づいて削除数を減らす措置が講じられていること

ただし、年齢差が45歳以上の親と子を削除することについては、親の性別によって分布が大きく異なっていることから、親の性別によって対象とする年齢差を変えることとし、男親については、年齢差を55歳以上に引き上げる必要がある。

オ 公表統計により母集団一意又は二意であることが判明しているレコードを含む世帯の削除  
公表統計により、全国において、個体が識別されやすい属性情報を組み合わせた場合に、母集団の中で個体が1つしかないような母集団一意の状態であるか、又は同じ組合せを持つ個体が2つしかないような母集団二意の状態であることが判明しているレコードが含まれる世帯については、これを削除する計画である。加えて、公表統計のうち、特に外観識別性が高いと考えられる項目が含まれている統計表については、地域(「都道府県」及び「人口50万人以上の市区」)において、母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯も削除する計画である。

これらについては、国勢調査が悉皆調査であることや、詳細な集計表が外部参照情報として利用可能であることなどの特性を踏まえて、全国において母集団一意又は二意である場合や、地域において、特に外観識別性が高いと考えられる項目が含まれている統計表で母集団一意又は二意である場合は、調査客体が特定される可能性が生じることから、適当である。

## (2) 識別情報の分類区分の再編等

## ア 世帯員に関する項目の再編等

### (ア) 年齢

世帯員の年齢については、85歳以上をトップコーディングすることとし、トップコーディングを行う高齢者を除く0～84歳をリコーディングして5歳階級別とする計画である。

これらについては、各歳別の年齢や出現頻度の低い高齢者の年齢が明らかになると、今回提供される詳細な地域情報や他の外観識別性の高い属性情報との組み合わせにより調査客体が特定される可能性が生じることから、やむを得ない措置である。

### (イ) 世帯主との続き柄、国籍、5年前の住居の所在地等

世帯主との続き柄、国籍、5年前の住居の所在地（平成12年国勢調査）、従業上の地位、職業（大分類）及び常住地による従業地・通学地については、それぞれ表2に示す分類区分の再編等を行う計画である。

表2

項目	具体的な計画の内容
世帯主との続き柄	「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」を統合
国籍	「日本人」及び「外国人」の2区分とし、外国籍の内訳は提供しない
5年前の住居の所在地（平成12年国勢調査）	「他県から」及び「国外から」を統合
従業上の地位	「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」を統合
職業（大分類）	「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び「運輸・通信従事者」を統合
常住地による従業地・通学地	「県内他市区町村で従業・通学」及び「他県で従業・通学」を統合

これらについては、出現頻度の低い分類区分を統合するか又は提供しないことにより、地域情報や他の外観識別性の高い属性情報との組み合わせによる調査客体の特定を防ぐことから、適当である。

なお、5年前の住居の所在地における「他県から」の場合の調査項目である5年前の常住都道府県等については、「国外から」との統合のため提供されないこととなるが、これは統合に際して「国外から」の匿名性を確保する必要があることから、適当である。

### (ウ) 労働力状態

労働力状態については、「家事などのほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」を統合する計画である。

これについては、「通学のかたわら仕事」は、地域情報や他の属性情報と組み合わせた場合に出現頻度が低くなり、調査客体を特定される可能性が生じることから、簡易調査である平成17年調査の場合は、計画のとおり統合することが適当であるが、大規模調査である平成12年調査の場合は、提供される調査項目が多く、「家事などのほか仕事」と統合するのみでは秘匿が不十分となることから、就業者の内訳を提供しないように変更することにより、匿名性を確保する必要がある。

### (エ) 就業時間

就業時間については、実数及び公表統計と同じ階級(14区分及び10区分)で提供することとし、実数については90時間以上をトップコーディングする計画である。

このうち、出現頻度が低い長時間労働をトップコーディングすることについては、これにより、他の属性情報との組み合わせによる調査客体の特定を防ぐことから、適当である。ただし、トップコーディングを行った当該変数については、その地域区分別の平均値等を匿名データの提供に併せて提供することにより、利用者の利便性向上を図る必要がある。

また、公表統計と同じ階級で提供することについては、公表統計との整合性を図ることにより匿名データの利便性が向上することから、適当である。

#### (オ) 産業(大分類)

産業については、大分類で提供することとし、以下の分類区分の統合を行う計画である。

1 (1は丸囲み数字) 「農業」、「林業」及び「漁業」を統合

2 (2は丸囲み数字) 「鉱業」及び「建設業」を統合

3 (3は丸囲み数字) 「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を統合

4 (4は丸囲み数字) 「複合サービス業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を統合

これらについては、「農業」、「林業」、「漁業」、「鉱業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「複合サービス業」は、地域別にみると出現頻度が低くなる場合があり、他の属性情報との組み合わせによって調査客体を特定される可能性が生じること、統合に当たっては、できるだけ類似性のある項目を統合する方がよいと考えられることから、基本的に適当である。

ただし、「農業」、「林業」、「漁業」については、これらを統合したとしても秘匿が不十分な場合があることから、特定化の危険性が高いレコードを含む世帯を削除することにより、匿名性を確保する必要がある。

#### (カ) 利用交通手段(平成12年国勢調査)

利用交通手段については、「利用交通手段が1種類」に関して、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」、「オートバイ」及び「その他」を統合する計画である。

これについては、利用交通手段が1種類の場合は外観識別性が高いと考えられる一方、複数の場合には2種類目以降の交通手段を識別することが難しいこと、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」及び「オートバイ」は、地域情報や他の属性情報と組み合わせた場合に出現頻度が低くなり、調査客体を特定される可能性が高くなることから、基本的に統合による匿名性の確保が必要である。

ただし、統合に当たっては、できるだけ交通手段として類似性のあるものを統合する方が望ましく、「オートバイ」と「自転車」に関しては、産業や職業別の就業者割合等をみても、分布状況が似ていることから、「オートバイ」及び「自転車」を統合することとし、残りの「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」及び「その他」を統合するように変更する必要がある。

#### イ 世帯に関する項目の再編等

##### (ア) 世帯の種類、世帯人員、世帯の家族類型等

世帯の種類、世帯人員、世帯の家族類型、住居の種類・住宅の所有の関係、住宅の建て方については、それぞれ表3に示す分類区分の再編等を行う計画である。

表3

項目	具体的な計画の内容
----	-----------

世帯の種類	「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分を提供することとし、「施設等の世帯」の内訳は提供しない
世帯人員	「施設等の世帯」については提供しない
世帯の家族類型	公表統計と同じ6区分により提供
住居の種類・住宅の所有の関係	「住宅に住む一般世帯」の以下の分類区分を統合することとし、「住宅以外に住む一般世帯」の内訳（「会社等の独身寮」及び「その他」）は提供しない 1（1は丸囲み数字）「公営の借家」及び「都市機構・会社の借家」を統合 2（2は丸囲み数字）「給与住宅」及び「間借り」を統合
住宅の建て方	「長屋建」及び「その他」を統合

これらについては、出現頻度の低い分類区分を統合するか又は提供しないことにより、地域情報や他の外観識別性の高い属性情報との組み合わせによる調査客体の特定を防ぐこと、世帯の家族類型は製表の過程で作成されたものであるが、国勢調査の特徴を表す分類の一つであり利用ニーズは高いと考えられ、公表統計との整合性を図ることにより匿名データの利便性が向上することから、適当である。

#### (イ) 家計の収入の種類(平成12年国勢調査)

家計の収入の種類については、これを提供しない計画であるが、家計の収入の種類は、調査に際し世帯の忌避感が大きい調査項目であり、今後の国勢調査の実施に対する影響を懸念する指摘はあるものの、利用者にとっては有益な情報であり、出現頻度の低い分類区分を統合することにより匿名性を確保することが可能なことから、以下のような匿名化措置を講じた上で提供するように計画を変更する必要がある。

- 1（1は丸囲み数字）「賃金・給料が主な世帯」のうち、「農業収入もある世帯」及び「その他」を統合
- 2（2は丸囲み数字）「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事業収入が主な世帯」を統合し、その内訳は提供しない
- 3（3は丸囲み数字）「内職収入が主な世帯」及び「その他の収入が主な世帯」を統合し、その内訳は提供しない

#### (ウ) 住宅の床面積、建物全体の階数及び世帯が住んでいる階

住宅の床面積、建物全体の階数及び世帯が住んでいる階については、それぞれ表4に示す分類区分の再編を行う計画である。

表4

項目	具体的な計画の内容
住宅の床面積	実数ではなく、基本的に公表統計に合わせた階級で提供することとし、この際、「200～249m <sup>2</sup> （「m <sup>2</sup> 」は「平方メートル）」及び「250m <sup>2</sup> （「m <sup>2</sup> 」は「平方メートル）」以上」を統合
建物全体の階数	実数ではなく、基本的に公表統計に合わせた階級で提供することとし、地域区分ごとの出現頻度により、必要に応じて、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の区分のうち、「6～10階建」以上、あるいは「11～14階建」以上の区分を統合

世帯が住んでいる階	実数ではなく、基本的に公表統計に合わせた階級で提供することとし、地域区分ごとの出現頻度により、必要に応じて、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」、「15階以上」の区分のうち、「3～5階」以上、「6～10階」以上、あるいは「11～14階」以上の区分を統合
-----------	---

これらについては、住宅の床面積及び階数は外観識別性が高く、実数が明らかになると、今回提供される詳細な地域情報や他の外観識別性の高い属性情報との組み合わせにより調査客体が特定される可能性が生じること、出現頻度の低い高層階は地域による差が大きく、有用性の観点から地域区分ごとに統合する階数区分を変える措置が講じられていることから、適当である。

### (3) その他の匿名化措置

#### ア スワッピング

本調査の匿名データの作成に当たっては、新たな匿名化措置としてスワッピングを行うこととし、一部世帯を他の地域の類似世帯と入れ替える計画である。

このスワッピングの導入及び方法については、次の理由から適当である。

1 (1は丸囲み数字) 今回、地域区分として「都道府県」及び「人口50万以上の市区」を提供することとしており、地域情報が強力な識別情報となり得ること、また、国勢調査は悉皆調査であることから、既に公表されている詳細な集計表自体が有力な外部参照情報として利用可能であり、これらから想定される範囲で情報の削除やリコーディング等の措置を講じることに加え、更に攪乱的な秘匿手法を用いることにより、属性情報を様々な組み合わせた場合においても匿名性が確保されるように措置することは必要であると考えられること

2 (2は丸囲み数字) 本計画の方法によるスワッピングの前後で、影響を受ける項目の分布にあまり差異はなく、有用性を損なう程のものではないと考えられること

ただし、利用者にとって、今回のスワッピングによる影響の範囲がどの地域までかは極めて重要である一方、スワッピングは同一都道府県内で行う計画であることを開示したとしても、匿名性は確保されていると考えられることから、利用者に対してこれを開示することにより、本匿名データの有用性を高める必要がある。

#### イ 匿名データの提供時期

本計画では、匿名データの作成対象調査を調査実施後5年以上経過したものとしている。

これについては、有用性の観点からは、最新のデータに基づく匿名データの作成に対する強いニーズがあり、匿名データの提供時期を早められないかという指摘はあるものの、匿名性の観点からは、調査実施後5年以上経過することで属性の変化により個人を特定し難くする効果があること、及び本調査が本邦内に常住している者を対象とした悉皆調査であり、実査への影響も考慮した場合に直近の調査の匿名データは提供し難いことから、本調査に関する匿名データの提供時期の短縮化は困難であり、やむを得ない措置である。

### 3. 今後の課題

#### (1) トップコーディングを行う高齢者の年齢の検討

本計画では、世帯員の年齢については、85歳以上でトップコーディングを行うこととしている。しかし、トップコーディングの上限値については、近年の急速な高齢化の進展や高齢者に関する分析の重要性等を踏まえ、今後、匿名データの作成対象年次を拡大する際には、当該年次の人口の年齢構成に応じた検討が必要である。

## (2) 複数の匿名データの作成の可能性に関する検討

今回の匿名データの作成に当たっては、悉皆調査の調査票情報を世帯単位で、また、地域区分を「都道府県」及び「人口50万以上の市区」として提供することを前提に考えられていることから、情報の削除や識別情報の分類区分の再編等において、厳格な匿名化措置を講じていることはやむを得ない。

しかし、匿名データの利用者のニーズについては様々なものが考えられ、例えば、世帯員の年齢を各歳別とすること、あるいは世帯の削除や産業等の分類区分の統合を緩和することなどに対するニーズが指摘されている。これについては、地域区分を全国のみとすることや提供データを個人単位とすることなどにより、匿名化措置を緩和できる可能性も考えられることから、今後、利用者のニーズを踏まえて、匿名化措置の内容や組合せ、抽出単位の異なる複数の匿名データの作成の可能性について検討する必要がある。

[ページの先頭へ](#) 

---

[<< 統計委員会トップページへ戻る](#)